

一宮市地域強靱化計画

一 宮 市
2020 年 月

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1.1 計画の策定趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画期間	2
第2章 本市の地域特性等	
2.1 本市の地域特性	3
2.1.1 位置・地形・交通	3
2.1.2 人口動向	4
2.1.3 社会資本の老朽化	5
2.2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害	5
2.2.1 想定するリスクの考え方	5
2.2.2 地震により想定される被害	5
2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	9
第3章 本市の強靱化の基本的な考え方	
3.1 本市の強靱化の基本目標	12
3.2 本市の強靱化を進める上での留意事項	12
3.2.1 社会構造の変化への対応等に係る事項	12
3.2.2 効果的な施策の推進に係る事項	13
第4章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	15
4.3 脆弱性の評価及び評価結果	15
第5章 推進すべき施策	
5.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	16
5.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	34
5.2.1 個別施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	34
5.2.2 施策分野（横断的分野）ごとの強靱化施策の推進方針	44
第6章 計画推進の方策	
6.1 計画の推進体制	49
6.2 計画の進捗管理	49
6.3 計画の見直し	49
(別紙) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	50

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

2013 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

2018 年 12 月 14 日に閣議決定された国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、甚大な被害を受け、その都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきたという反省から、人命を守ることを最優先とし、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上といった発想で総合的かつ継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を国土強靱化の基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。

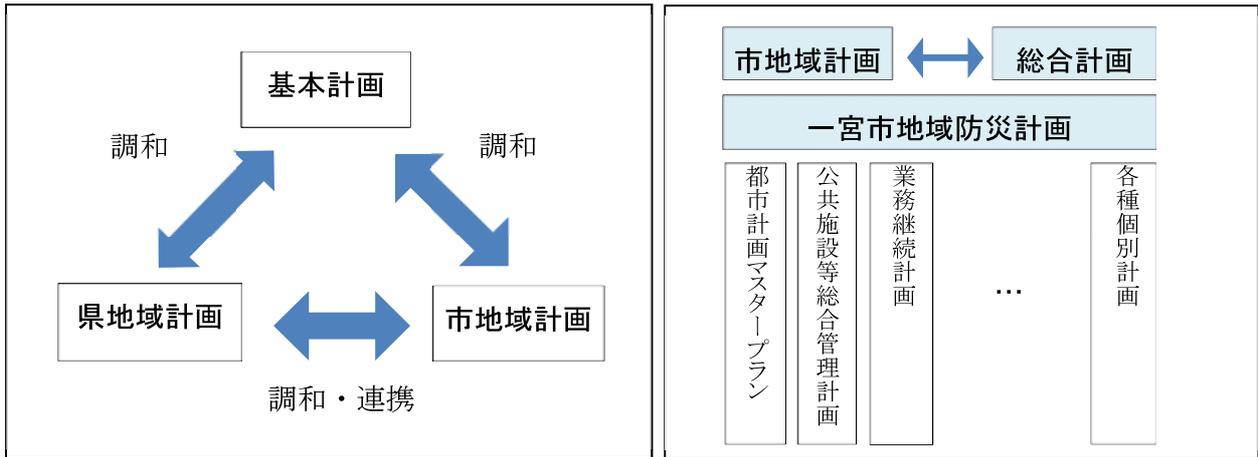
愛知県では、このような国の動きに合わせて、2016 年 3 月に愛知県地域強靱化計画（以下、「県地域計画」という。）を策定し、2020 年 3 月に改訂を行った。本市においても、南海トラフ巨大地震による甚大な被害の発生が危惧される中で、国の基本計画や県地域計画との調和を図りながら、本市の強靱化を推進しなければならない。そのため、市地域計画において、地域特性や想定される被害を踏まえ、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にし、本市の強靱化の指針となる一宮市地域強靱化計画（以下「市地域計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画との調和や県地域計画との調和や連携を図る。また、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するための指針となる計画であるため、市政の基本方針である第 7 次一宮市総合計画との整合を図りながら、災害対策基本法に基づく一宮市地域防災計画等の本市における様々な分野の計画等の指針となるものとする。

市地域計画の対象区域は、一宮市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとする。



1.3 計画期間

市地域計画が対象とする期間は、2020年度から2024年度までの5年間とする。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や災害の教訓を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 本市の地域特性等

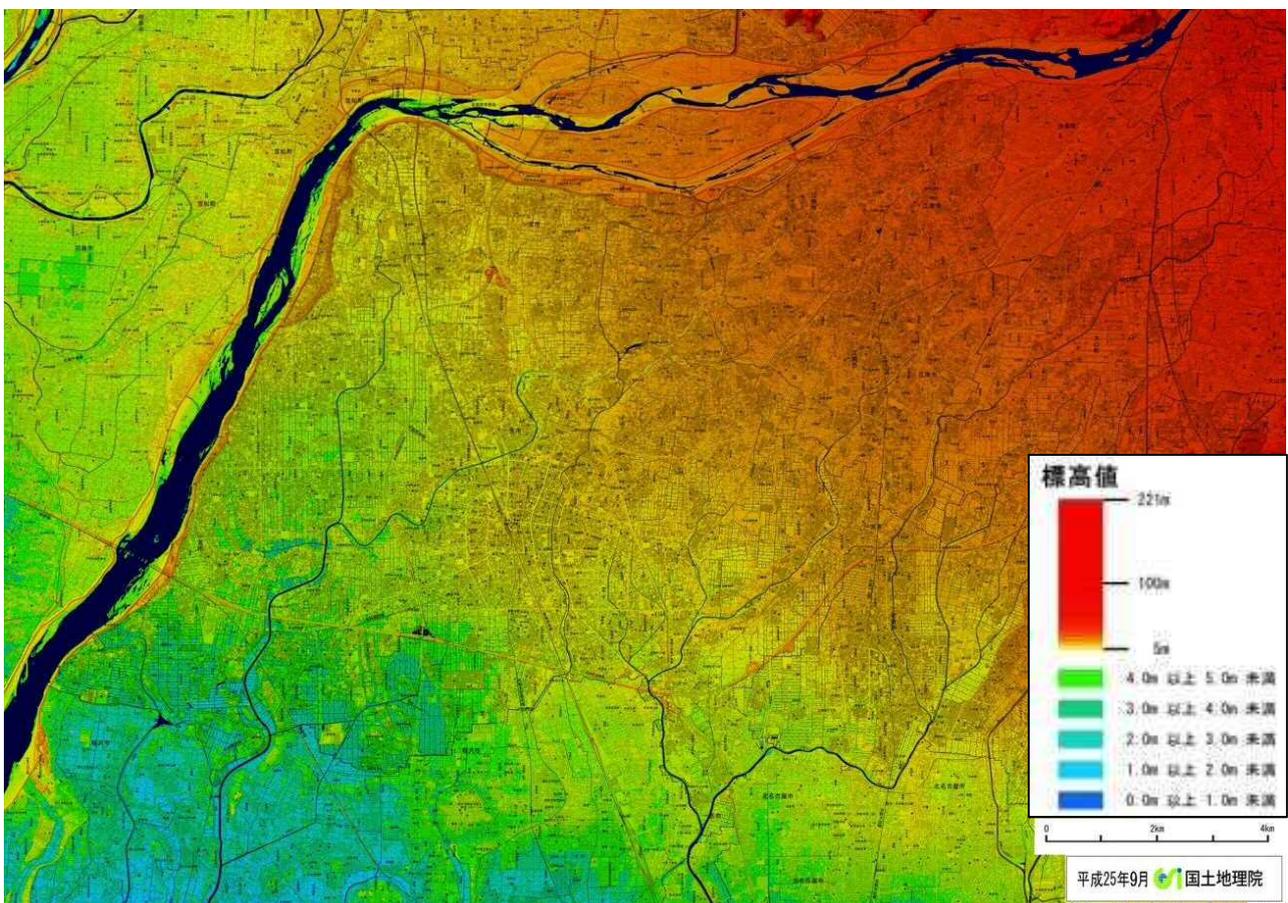
2.1 本市の地域特性

2.1.1 位置・地形・交通

本市は、愛知県の北西部に位置し、東西に約 15.3km、南北に約 13.3km、名古屋市と岐阜市の間に位置し、木曾の清流と温和な気候、風土に恵まれている。

地形の特徴としては、木曾川沖積平野の低地であることから、高低差が少なく、全体としては北東から南西方向への緩傾斜であり、ほぼ平坦である。沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。

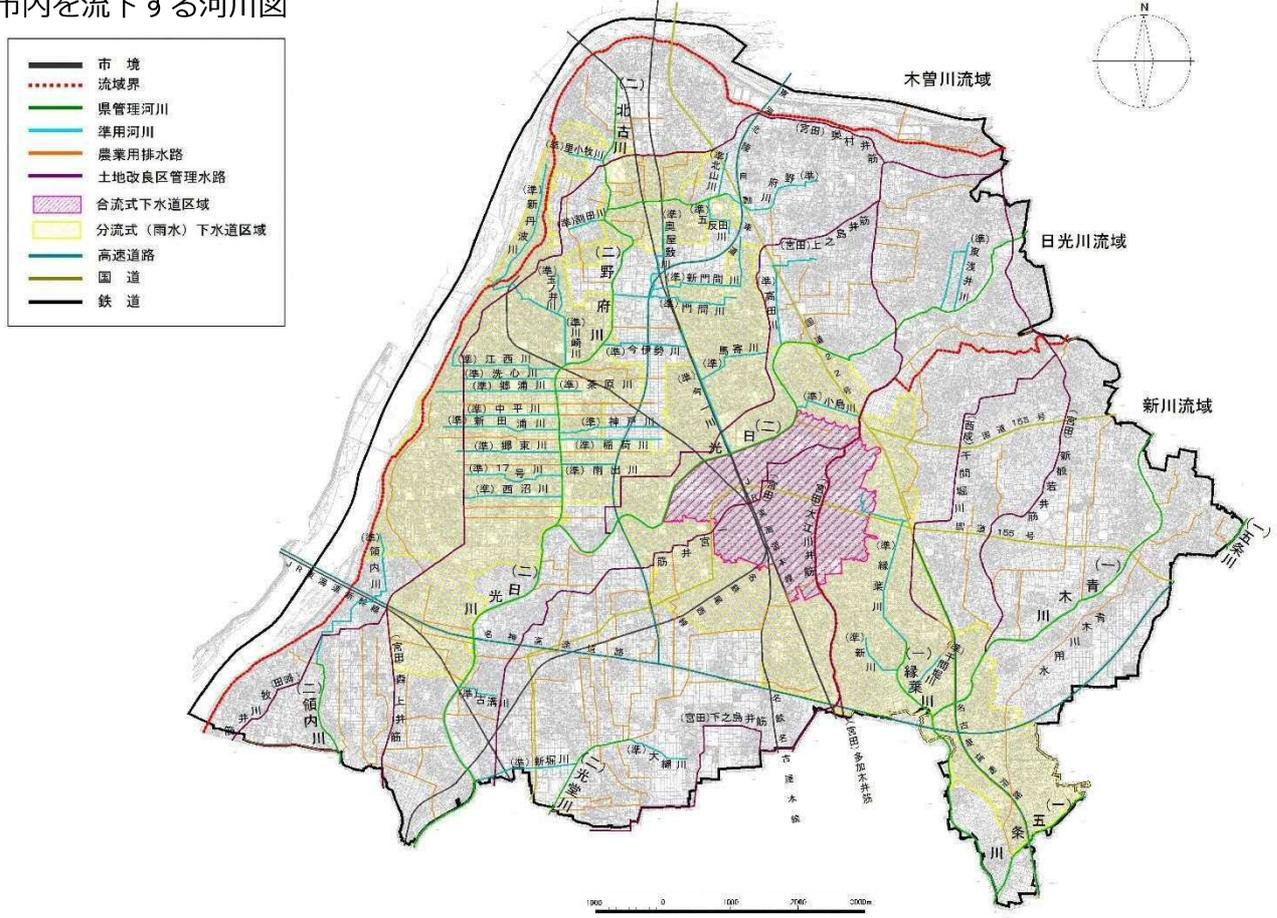
デジタル標高地形図



(国土地理院より)

河川については、岐阜県との県境となる一級河川木曾川が本市に係わる代表的な河川である。また、市内には南東部に五条川、青木川、縁葉川の一級河川、中央部を横断する日光川をはじめ光堂川、領内川、野府川、北古川の二級河川、さらに準用河川と農業用の用排水路が数多く流れている。河川の堤防等が被災した場合には、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、長期的に湛水するおそれがある。

市内を流下する河川図



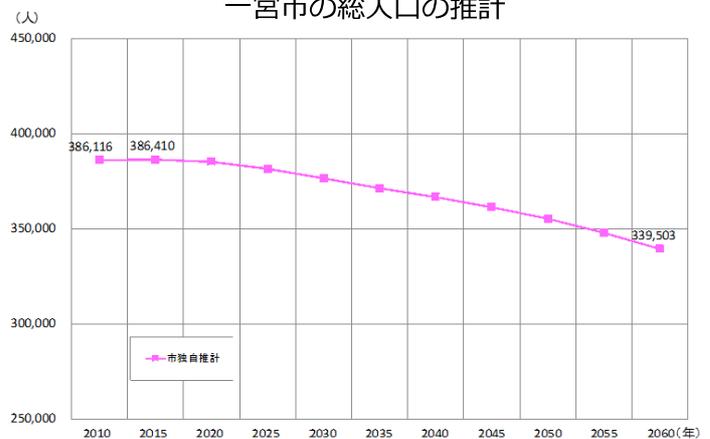
市内には高速道路の 4 つのインターチェンジと一宮ジャンクションがあり、東西の大動脈である東名・名神高速道路と、太平洋側と日本海側をつなぐ東海北陸自動車道の結節点として、重要な位置にある。さらに、新たなインターチェンジの設置や国道 22 号と並行する名岐道路を北進整備することにより、さらなる広域交通網へと発達することになる。

鉄道は、JR 東海道本線と名古屋鉄道名古屋本線・尾西線が通り、駅は 19 か所ある。特に、名古屋駅から尾張一宮駅までは約 10 分であり、交通利便性の高い尾張西部の中核都市である。さらに、2027 年度にはリニア中央新幹線の東京 - 名古屋市間の開業が予定されており、東京から 1 時間圏内となる。

2.1.2 人口動向

本市の人口は、戦後から 1980 年頃までは人口が急増したが、それ以降は緩やかな増加傾向に変わり、2012 年に最も多い 386,722 人に達して以降、緩やかな人口減少局面に入っている。一宮市における人口の将来展望（人口ビジョン）では、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の年齢 3 区分別人口において、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加する見通しとなっている。

一宮市の総人口の推計



（一宮市「人口ビジョン」より）

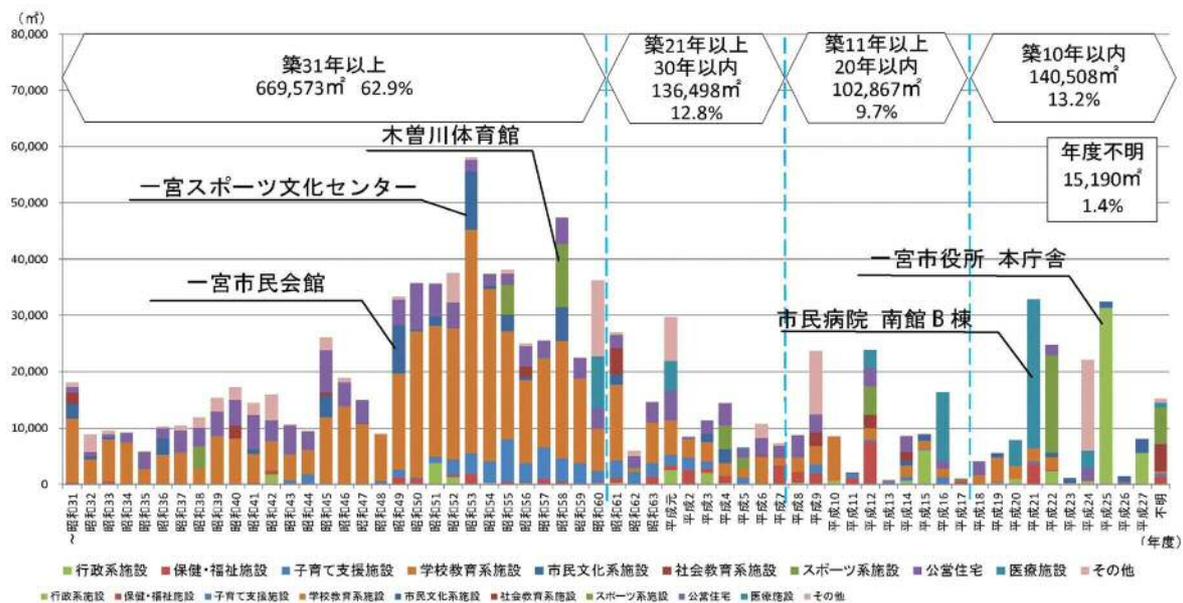
2.1.3 社会資本の老朽化

本市では昭和 50 年代に、急激な人口増加に対応するため小中学校など多くの公共建築の整備を行ってきた。このことにより築 30 年を超える施設が全体の約 6 割を占めることとなり、機能の陳腐化や老朽化が進んでいる状況にある。今後、施設の維持管理費や更新、大規模な改修に係る費用の増大が予測され、市民生活や社会経済活動を支える公共施設等の安全性や機能を持続的に確保するため、戦略的な維持管理・更新を着実に推進していく必要がある。

公共建築物年度別整備状況

1970 年度から 1986 年度まで、学校教育系の施設が多くを占めている。

また、延べ床面積が大きい施設としては、1974 年度に一宮市民会館、1978 年度に一宮スポーツ文化センター、1983 年度に木曾川体育館、2009 年度に市民病院 南館 B 棟、2013 年度に一宮市役所本庁舎が整備されている。



(一宮市公共施設等総合管理計画より)

2.2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

2.2.1 想定するリスクの考え方

市地域計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえで、地震・水害などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。

2.2.2 地震により想定される被害

愛知県の地震被害予測調査(2014年5月公表)において、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる下記の2つのモデルによる被害を想定している。

- **過去地震最大モデル** … 過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル（愛知県の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの）
- **理論上最大想定モデル** … あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

この調査結果による南海トラフ巨大地震で想定される本市の被害の概要は次のとおりである。

【建物被害（全壊・焼失）】

項目	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約80棟	約2,200棟
液状化による全壊	約2,700棟	約3,000棟
地震火災による焼失	約10棟	約1,900棟
合計	約2,800棟	約7,100棟

【人的被害（死者）】

－：わずか

項目	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	－ (－)	約100人 (約10人)
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者	－	－
合計	－	約100人

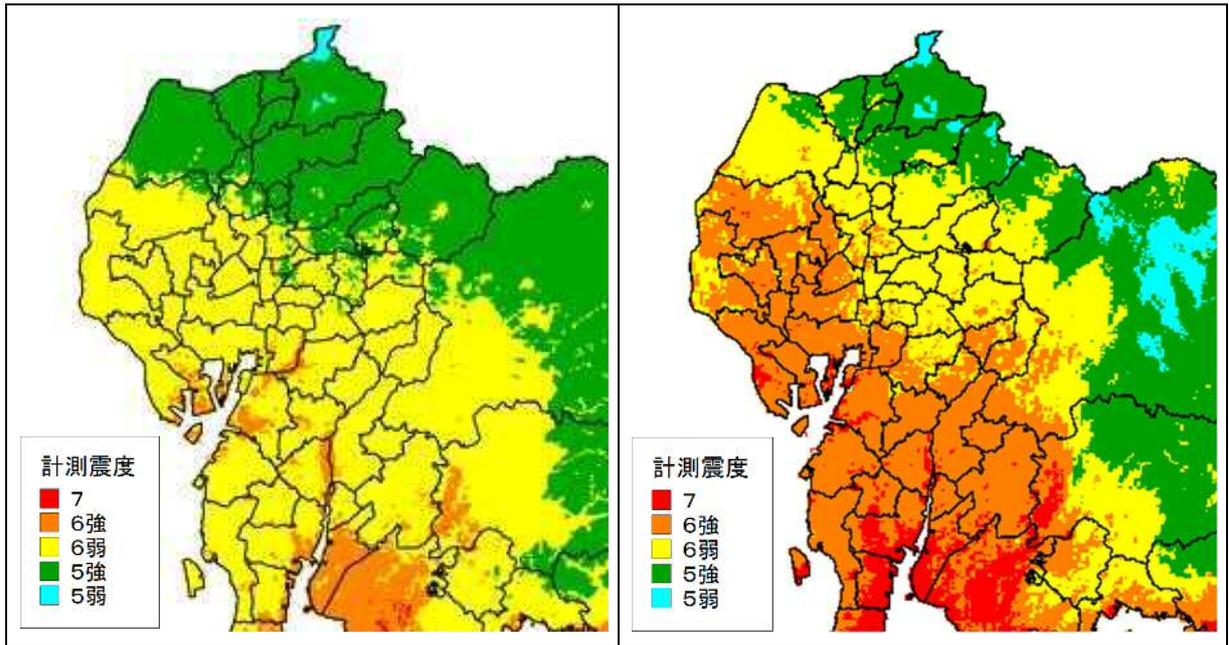
【強い揺れ、液状化に伴う被害】

過去地震最大モデルでは、本市の広い範囲にわたり震度5強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で、震度6弱の非常に強い揺れが想定されるところもある。また、南西部を中心に、液状化危険度が極めて高い地域がある。

理論上最大想定モデルでは、本市の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが想定され、一部の地域で震度6強の非常に強い揺れが想定される。また、南西部を中心に、液状化危険度が極めて高い地域が広がっている。

人的被害（死者）については、建物倒壊等によるものとなっている。

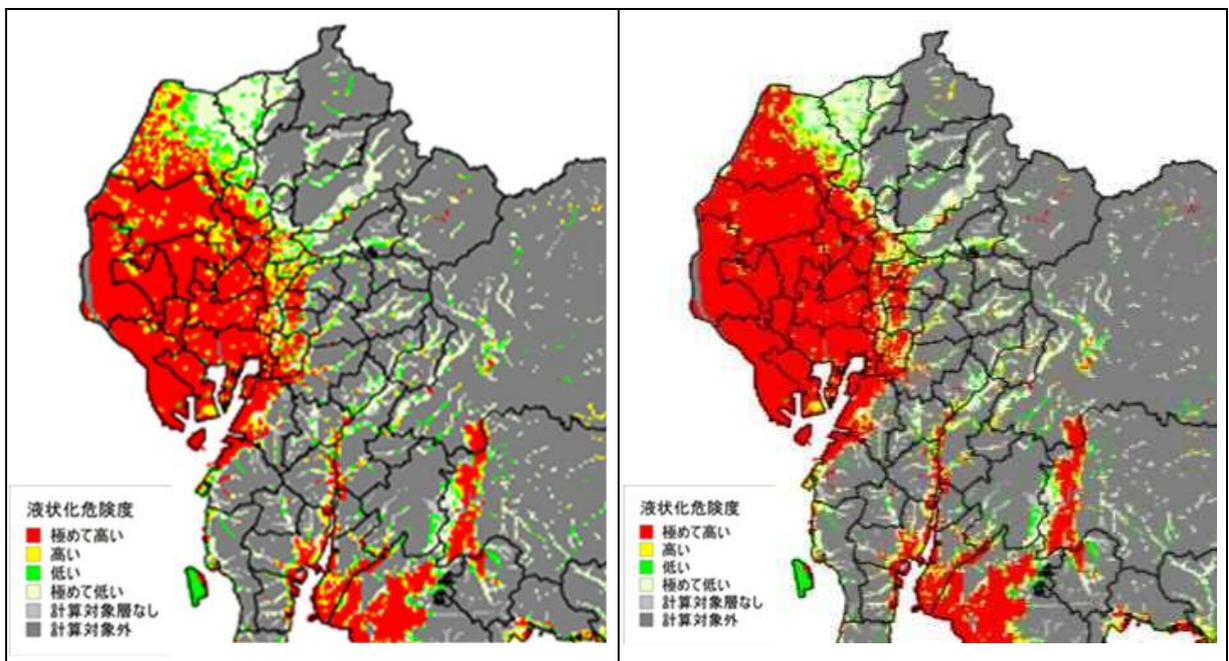
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」 (陸側ケース)

【液状化危険度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」 (陸側ケース)

《南海トラフ地震》

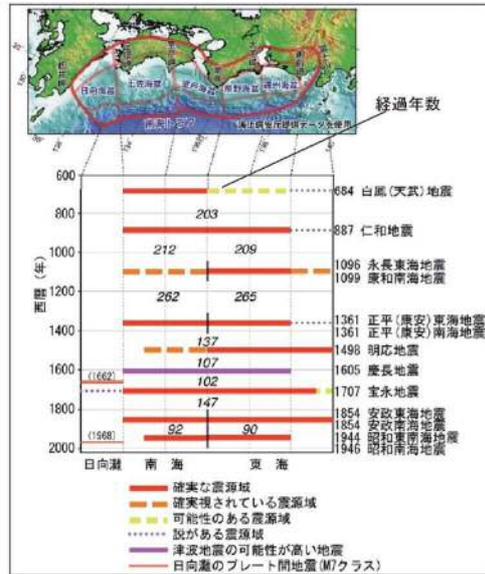
南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとしてされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生していることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとしてされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全54市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。



南海トラフの地震の歴史

(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）
について／地震調査研究推進本部 に加筆)

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：2020年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

＜活断層で起きる地震＞

海溝型の南海トラフ地震がおおよそ 100～150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、いづれどこで発生してもおかしくない状況にある。この地域でも、1891 年には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）があり、市内で死者や全壊家屋が多数発生する甚大な被害があった。また、1945 年には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ愛知県内でも大きな被害が記録されている。

＜歴史から学ぶ災害＞

M8.0 と推定される濃尾地震の被害は一宮市域（当時、一宮町と 43 村）に甚大な被害をもたらした。当時の市域の人口は 101,200 人、死者は 952 人、負傷者 2,400 人であった。市内全域が震度 7 相当の揺れであったとされ、全壊率が 80%を超えた村は北方、黒田、玉ノ井、里小牧、奥、小信中島、起、明地、祐賀、上祖父江、三条、荏安賀であり、木曾川流域沿いの市西部に集中している特徴がある。さらに、市内全域が沖積平野に位置することから、液状化現象が広範囲に発生



濃尾地震の様子（一宮町）

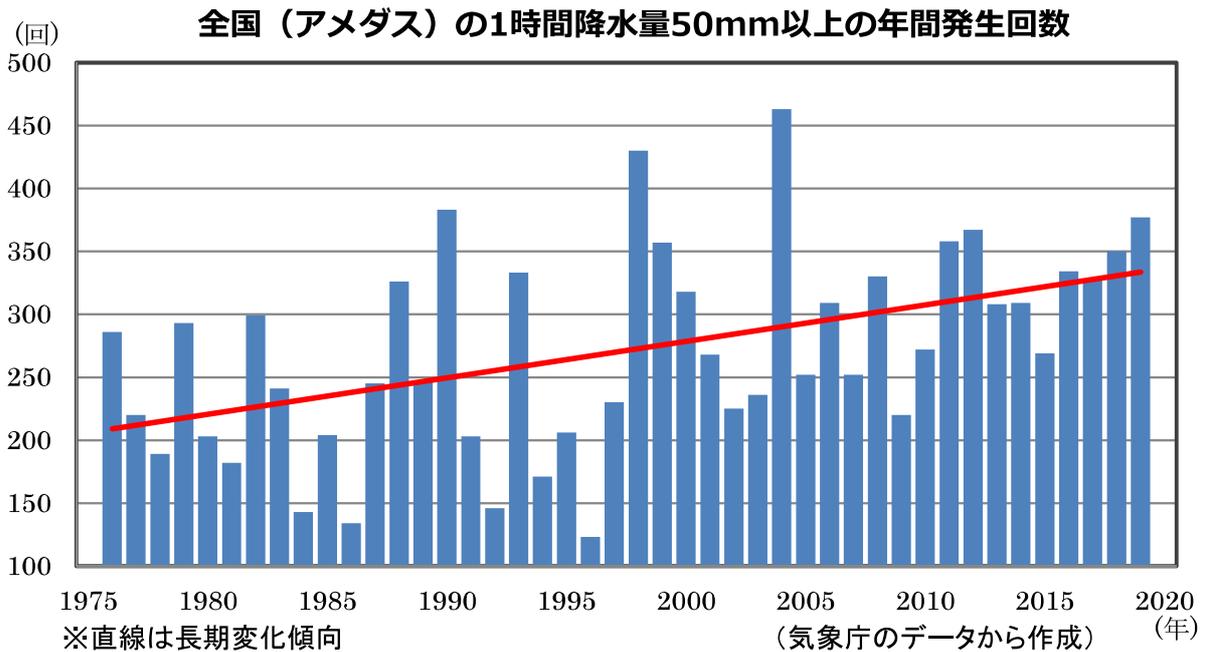
したことが当時の記録からもわかる。市東部はこれらの被害と比較すれば、全壊率は 40%前後と少ないが、地区によっては 80%を超えるところもある。濃尾地震で幸運だったのは火災が少なく、倒壊した家屋から救出された人も多かったことである。

大規模災害が発生した場所は、過去にも同規模の災害が発生していることが多い。東海地方は濃尾地震だけでなく、木曾川の流路を変えたともされる天正地震（1586）、周期的に発生している南海トラフ地震等の日本を代表する海溝型地震、直下型地震が発生している。また、伊勢湾台風のような大型台風のルートに何度も遭遇している地域であり、どの災害も本市に甚大な被害をもたらした。防災・減災において、自分たちが住む地域に過去にどのような災害が発生したのかを認識する必要があり、災害の記憶や記録を歴史資料として保存し、それらを活用した事業が必要である。その一例として、尾西歴史民俗資料館では 2018 年度に特別展「濃尾地震」を開催している。

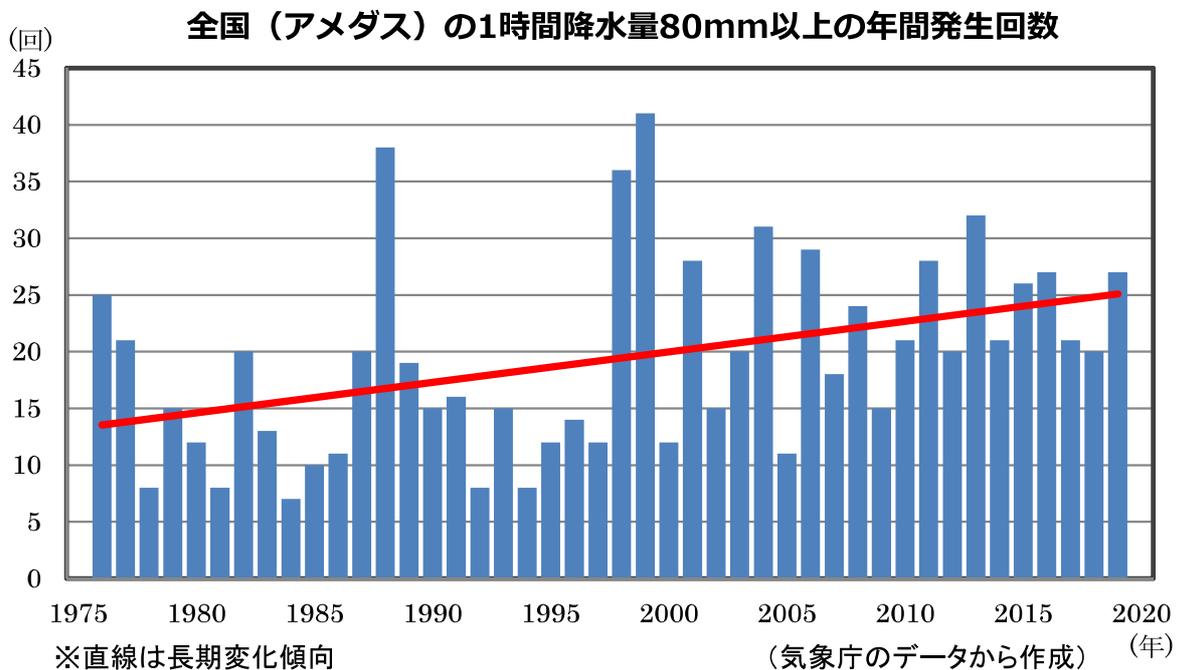
2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。現在の地球の平均気温は 19 世紀末と比べ既に約 1℃上昇しており、大気中の水蒸気量が増えて、今後、降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。また、海面水温の上昇により台風の強大化を招き、最盛期に近い勢力で上陸することになる。これらの結果、風水害が頻発・激甚化することが懸念される。

《 近年の豪雨の発生傾向 》



気象庁のアメダスの観測データによると、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の回数は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の約226回から最近10年間（2010～2019年）の平均年間約327回へ約1.4倍に増加している。



1時間降水量80mm以上の猛烈な雨の観測データでは、最初の10年間の平均年間発生回数の約14回から最近10年間の平均年間約24回へ約1.7倍に増加しており、降雨がより集中化していることが読み取れる。

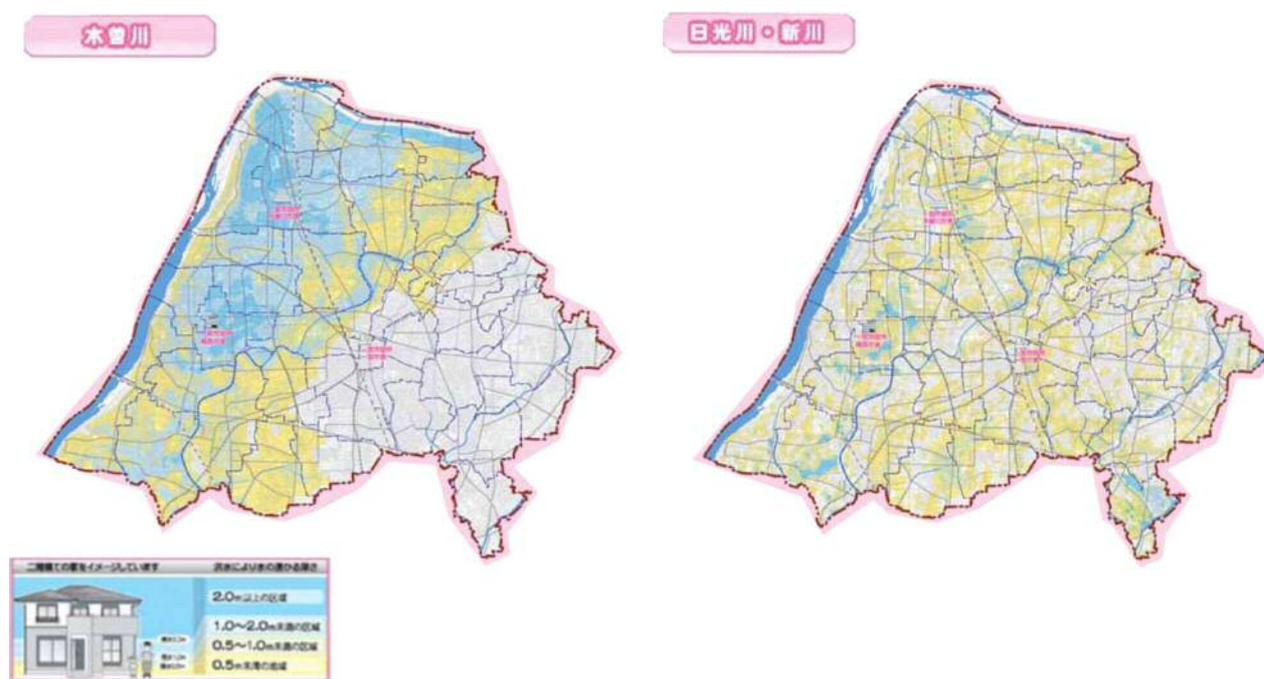
2000年9月の東海豪雨では、新川を始め県内河川の20箇所が破堤、315箇所が越水し、死者7名、負傷者107名、床上・床下浸水62,000戸以上の被害を受けている。本市においても、総雨量は293mmを記録した。また、2008年8月末豪雨では、総雨量272mmを記録し、床上・床下浸水1,800戸以上の浸水被害を受けた。以降の10年間においても、毎年のように床上・床下浸水被害を受けており、これは名古屋市に次ぐ多さである。

また、2015年9月の関東・東北豪雨では、線状降水帯により、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生した。さらに、2018年の西日本豪雨では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、倉敷市真備町を中心として大規模な浸水被害が発生した。令和元年房総半島台風（2019年台風15号）では、千葉県で大規模な停電が発生し、令和元年東日本台風（2019年台風19号）では、広範囲で記録的な大雨が降り、関東・東北地方を中心に計74河川、140箇所で堤防が決壊するなど河川が氾濫し、西日本豪雨を超える浸水被害が発生した。このように洪水による被害が全国的に頻発している。

一方、都市化の進展等により、内水氾濫も頻発しており、こうした浸水に対する被害のおそれも強まっている。

本市は、木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少な平坦で構成されている。そのため、河川の氾濫による浸水被害を受けやすく、その想定区域は市内全体に及ぶ。

【浸水想定区域図】



現在、水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川、水位周知河川として指定しており、その河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定している。

また、2015年5月の水防法改正を受け、避難体制等の充実・強化のため、現行の洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充し、洪水ハザードマップの作成及び公表を進めている。

○ 本市の洪水予報河川と水位周知河川

	洪水予報河川	水位周知河川
国土交通省管理	木曾川水系 木曾川 庄内川水系 庄内川（想定最大規模の洪水（L2）のみ対象）	—
県管理	日光川水系 日光川	庄内川水系 五条川 庄内川水系 青木川 日光川水系 領内川（想定最大規模の洪水（L2）のみ対象）

第3章 本市の強靱化の基本的な考え方

3.1 本市の強靱化の基本目標

基本計画や県地域計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3.2 本市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標を実現するため、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し取組みを進める。

3.2.1 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- イ 本市の強靱化に向け、国、県、近隣市、大学、関連事業者、連区やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等と同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

3.2.2 効果的な施策の推進に係る事項

- ア 災害から得られた教訓を始め、本市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- イ 情報の徹底した提供・共有や連携により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図る。
- ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- エ 施策の重点化や進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクル)を通じて、市地域計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- オ 市地域計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。
- カ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画や県地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、34の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとと	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

もに、早期に復旧させる	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	6-6	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災及び余震の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

基本計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、6の個別施策分野及び5の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
行政機能／警察・消防等	リスクコミュニケーション
住宅・地域保全・交通	人材育成
保健医療・福祉	官民連携
産業・エネルギー・環境	老朽化対策
情報通信	研究開発
防災教育・文化	

4.3 脆弱性の評価及び評価結果

本市では、国・県が実施した評価手法、国土強靱化地域計画策定ガイドラインや一宮市地域防災計画を参考とし、リスクシナリオごとに国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性の評価を実施した。脆弱性の評価結果は、別紙のとおりである。

第5章 推進すべき施策

5.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第4章の脆弱性の評価結果に基づき、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するためまとめた強靱化施策の推進方針は以下のとおりである。また、個別施策の達成度等の把握のため、リスクシナリオごとに第七次一宮市総合計画における業績指標を用いた。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 民間の住宅・建築物・既存耐震不適格建築物等・社会福祉施設等の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材等の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震化及び危険物の貯蔵及び取扱いをする施設等の安全対策を推進する。また、倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援及び管理不全の空き家等の対策を推進する。

（公共施設等の耐震化・老朽化対策の推進・促進）

- 市が所有する公共施設（学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等）の耐震化等の防災・安全機能についての取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、長寿命化の促進、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。あわせて、公共施設の安全・安心の確保のため、公共施設等総合管理計画の見直しを行う。

（市街地再開発）

- 多数の死傷者が発生することがないように、計画的に市街地再開発を行う。

（災害時におけるルートの確保対策の実施）

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートを確保するため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備などを推進する。

（災害時におけるルートの機能保全と強化）

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

（家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進）

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、防災ハンドブック、広報や出前講座、起震車による地震体験、学校での防災教育等による啓発を推進する。

（災害対応能力の向上）

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、協定締結による重機の確保を行う。また、災害時の負傷者等の対応のため、市民病院のBCPや災害対策マニュアルを継続的に見直すとともにDMATの受援体

制の強化、継続的な災害対応訓練を実施する。また、他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

- 各車両を適正に維持管理していくため、使用年数等に応じた計画的な更新もしくは新規車両の購入を実施していく。
(地域防災力・企業防災力の向上)
- 地域等の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する。
(逃げ遅れ対策の実施)
- 公共施設における逃げ遅れの発生等を防ぐため、避難訓練の実施を促進する。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の多言語での住民への伝達、ICTを活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

住宅の耐震化率：77.9% (2019) →95.0% (2022)

主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) →20.9%(2022)

木造住宅解体工事費の補助件数：158件 (2019) (目標 150件達成済み)

空き家率：12.1% (2016) (基準値を維持)

消火・消防訓練実施率(町内会単位)：80.1% (2019) (目標 80.0%達成済み)

あんしん・防災ねっと登録件数およびツイッターフォロワー数：15,308件 (2019) (目標 15,000件達成済み)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業及び関連して行う橋梁等の整備の促進や火災被害の拡大防止及び一時避難場所としてのオープンスペースの確保を目的とした公園緑地整備を推進する。
- 公園施設長寿命化計画に基づくグリーンインフラとしての機能向上を目的とした既存ストックの維持管理を推進する。
- 倒木の危険のある街路樹の更新を推進する。
(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)
- 火災予防・被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置奨励、消防設備点検・消防査察による防火指導の実施、建築物等完成検査、建築物等防災査察、建築物の定期報告、街頭消火器の設置、消防団の充実強化、自主防災訓練の強化等の様々な対策を講じる。
- 消火栓及び耐震性の防火水槽等、消防水利を確保するため、計画的な設置を推進する。
(災害対応能力の向上)
- 高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、広域応援訓練への参加、災害対応・緊急車両の整備、消防の相互応援体制の確立、警防計画の作成を行う。
(情報通信技術の有効な利用)
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の多言語での住民への伝達、ICTを活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する。
(地域防災力・企業防災力の向上)

- 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会・事業所の自主防災訓練等による初期消火の重要性を周知し、徹底する。
(逃げ遅れ対策の実施)
- 災害時の逃げ遅れによる死傷者が発生する事態の対策として、公共施設（学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等）における避難訓練の実施を促進する。これに加え、要配慮者については、特に災害時に逃げ遅れることがあるため、高齢者施設等のスプリンクラー設備等の整備や避難行動要支援者名簿の作成と配布を行い、安否確認や避難誘導等が円滑に行えるようにする。
(避難経路等の確保)
- 迅速に避難を行うための避難路となる道路の整備や道路のバリアフリー化を行う。
(広域避難場所の指定)
- 大規模火災から避難する場所を確保するため、広域避難場所の指定を行う。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

消火・消防訓練実施率(町内会単位) : 80.1% (2019) (目標 80.0%達成済み)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫、樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。
- 想定最大規模の洪水ハザードマップを作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、洪水による被害の軽減を図る。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する。
- 国・県が実施主体となる河川等の堤防強化、改修や排水機場の耐震化など適切なハード対策の推進を要請する。
- 地域と連携した用排水路付帯施設の操作協力体制の強化を推進する。
(避難経路等の確保)
- 浸水時に迅速に避難を行うための通学路や歩行空間を含めた避難路等の整備、道路のバリアフリー化を行う。
(要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画の策定促進)
- 洪水時の逃げ遅れがないよう要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画が未策定の施設について、計画策定を促す。
(防災訓練や防災教育等の推進等)
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
(気象等情報の入手)
- 避難情報の発令の判断等のため、降水量等の気象や河川の水位等の的確な情報を入手する。
(情報通信技術の有効な利用)
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の多言語での住民への伝達、ICTを活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する。
- ツイッター等のSNSを活用し、的確な情報収集を行う。
- 避難情報に警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
- 市による避難情報の発令や市民の避難判断を適切に行うため、降水量や水位の情報を適切に提供する情報システムを整備する。

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者の発生を避けるには的確な情報の把握が重要であるため、水防団による巡視を実施する。
- 自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模水害時、公助には限界があることを想定し、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。

(逃げ遅れ対策の実施)

- 災害時の逃げ遅れによる死傷者が発生する事態の対策として、要配慮者については、特に災害時に逃げ遅れることがあるため、避難行動要支援者名簿の作成と配布を行い、安否確認や避難誘導等が円滑に行えるようにする。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

あんしん・防災ねっと登録件数およびツイッターフォロワー数：15,308件(2019)(目標15,000件達成済み)

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(被災地の復旧ルートの確保対策の実施)

- 被災地の復旧ルートの確保のため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備などを推進する。

(被災地の地域交通網の機能保全と強化)

- 被災地の復旧ルート機能の保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。また、建設協同組合等や橋梁点検業者との災害応援協定の構築を促進する。

(災害時の拠点となり得るオープンスペースの構築)

- 災害時の避難・物流等拠点になり得る、人々が交流する公共・民間のパブリック空間や駅前広場などの有機的なオープンスペースを構築する。

(水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)

- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。また、各種訓練の実施により災害対応力を強化する。

(施設等における食料・燃料等の備蓄)

- 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備、コージェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、避難所等における資機材・備蓄の確保を促進する。

(家庭内備蓄の促進)

- 大規模災害時には水道施設の被害により広範囲での断水が想定されるが、被災後は状況把握等に追われ、応急給水体制が整うのにおよそ3日間要すると考えられるため、各家庭での飲料水備蓄を啓発する。

- 大規模災害時の食糧・飲料水の不足に対応できるようローリングストック等家庭内備蓄の啓発を行う。
(ガス管の耐震対策等の推進)
- ガス管の耐震化を推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)
- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有するための連絡員の市への派遣、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 大規模災害による電気・通信設備等の停電・通信障害からの早期復旧のための電気・通信業者の復旧活動拠点や資材置場等として遊休農地を有効活用する日本型直接支払制度(多面的機能支払制度)等の活用を促進する。
(公共施設等のエネルギー供給停止対策の推進・促進)
- 長期間の停電・断水時に高齢者施設等の機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備の整備についての取組を強化する。
(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)
- 南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、災害時にラストマイルも含め円滑に物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を整備する。また、被災の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向け、物資調達・供給体制、受援体制の構築を行う。
- 被害規模の状況を早期に把握し、必要な資源を適切に配分するために、自治体間や関係団体との連携を強化して、人的・物資支援体制の整備を促進する。
- 大規模停電に対応するため、一般家庭への太陽光発電設備、電気自動車等充給電設備(V2H)等の普及推進を行う。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
 基幹管路の耐震化率：30.2% (2019) → 31.3% (2022)
 主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) → 20.9% (2022)
 ガス管の耐震化率：97.8% (2019) → 98.0% (2022)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (救助等の活動ルートの確保対策の実施)
- 自衛隊、警察、消防等の救助・救急・復旧活動ルートの確保のため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備などを推進する。
(救助等の活動ルートである地域交通網の機能保全と強化)
- 自衛隊、警察、消防等の救助・救急・復旧活動ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。
(災害対応能力の向上)
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、自衛隊・警察との合同訓練の実施、広域応援訓練への参加、協定締結による重機の確保の推進を行う。また、災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者やSNSによる情報を活用し、救助・救急を行う。

- 各車両を適正に維持管理していくため、使用年数等に応じた計画的な更新もしくは新規車両の購入を実施していく。
(災害時における情報収集方法の研究)
- リアルタイムの映像を収集できる5Gを活用したシステムの研究と開発を企業とタイアップして推進する。
(地域防災力・企業防災力の向上)
- 地域等の防災力の向上のため、自主防災組織の育成、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進及び教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
 主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) →20.9% (2022)
 自主防災会の結成率：98.2% (2019) →100% (2022)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- (徒歩帰宅支援ルートマップの作成)
- 公共交通機関が麻痺した場合に徒歩での帰宅を促すため、徒歩帰宅支援ルートマップの更新を行う。
(帰宅困難者用備蓄)
- 旅行者や買い物客等で徒歩での帰宅が困難である一時的な滞在者のために、食糧を備蓄する。
(鉄道事業者等との連携強化)
- 帰宅困難者の対応のため、一宮駅各社への無線機の配備を行う。また、交通事業者・関係機関との協定締結を推進する。
(一時滞在受入場所の確保)
- 旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設や敷地提供についての協定の締結を推進する。
- 緊急避難場所に指定されている街区公園等の身近な都市公園等において、避難者が安心・安全な一時避難が担保されるように、公園施設長寿命化計画に基づき優先度・健全度を考慮して公園施設の修繕・更新を行う。
(帰宅困難者の情報提供)
- あんしん・防災ねっとやツイッターを活用し、徒歩帰宅困難者に対する情報を提供する。
- 帰宅困難者等の安否の確認のための災害用伝言板サービス等の周知を出前講座等を通じ推進する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- (救助等の活動ルートの確保対策の実施)
- 医療関係者等の救助・救急・復旧活動ルートの確保のため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備などを推進する。
(救助等の活動ルートである地域交通網の機能保全と強化)
- 医療関係者等の救助・救急・復旧活動ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。

- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。
(災害対応能力の向上)
- 救急救命士の育成及び専門的な知識の習得を継続し、救急業務の高度化を推進する。
- 公的医療機関が不足することが想定されるため、災害時の保健活動を確保し、医療救護所の設置による医療の集約を行う。
(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)
- 災害拠点病院へ医療に必要な衛生的な水を供給できるよう、配水管の耐震化を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。また、下水道管渠の耐震化により道路陥没を防止し、緊急輸送道路の機能を確保する。
(高齢者施設等のエネルギー供給停止対策の推進・促進)
- 長期間の停電・断水時に高齢者施設等の機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備の整備についての取組を強化する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
 主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) →20.9% (2022)
 基幹管路の耐震化率：30.2% (2019) →31.3% (2022)
 応急手当の実施率：71.6% (2019) →75.0% (2022)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (医療救護班による診療)
- 災害に起因する負傷又は疾病に対処するため、医療救護班による巡回診療を行う。
(物資の備蓄と調達)
 - 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
(緊急初動部避難所訓練の実施)
 - 避難所の開設を迅速で確実にを行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う。
(公共下水道未普及区域の解消と下水道施設の耐震化等)
 - 公共下水道計画区域のうち未普及区域については下水道の整備を進める。既整備区域においては地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため下水道の主要な管渠の耐震化を促進するとともに、一宮市下水道事業業務継続計画 (BCP) を充実させる。
(合併処理浄化槽への転換促進)
 - 災害時に老朽化したみなし浄化槽 (単独処理浄化槽) やくみ取り便所の破損で汚物等が流出するおそれがある。そのため、公共下水道計画区域外においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進をする。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
 下水道普及率：67.8% (2019) →68.3% (2022)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- (医療救護班による診療)
- 災害に起因する負傷又は疾病に対処するため、医療救護班による巡回診療を行う。
(物資の備蓄と調達)

- 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
(避難所となる施設の衛生環境の確保)
- 体の負担が少なく、エコノミークラス症候群やほこりの吸引による呼吸器疾患の防止にも有効な簡易ベッド等の備蓄を推進する。
(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)
- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。また、下水道管渠の耐震化により下水排除機能を確保する。更に、各種訓練の実施により災害対応力を強化する。
(生活空間の確保)
- 被災後も自宅で継続居住できるよう、耐震化の啓発を行い、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
(要配慮者対策)
- 避難所での長期避難生活が困難となる高齢者や障害者など要配慮者の避難場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。
(被災住宅の応急修理)
- 県が災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施するにあたり、応急修理に係る受付、業者の斡旋、請求書のとりまとめ、情報提供等を行う。
(緊急初動部避難所訓練の実施)
- 避難所の開設を迅速で確実に行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う。
(研修会の実施)
- 避難所の運営力を向上させるため、町内会等での避難所運営ゲーム (HUG) の実施を促進する。
- 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

住宅の耐震化率：77.9% (2019) →95.0% (2022)

基幹管路の耐震化率：30.2% (2019) →31.3% (2022)

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(防犯カメラの設置)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。地域の防犯に資するものであるため、併せて町内会等の地域団体による都市公園内への設置を促す。

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(報道機関への確実な情報提供手段の構築)

- パソコンやスマートフォン等が集中使用により機能低下するため、災害時にも稼働する通信手段を構築する。
(本庁舎の自主防災組織の防災訓練)
- 本庁舎は、市役所の様々な重要な機能を有し、災害復旧の拠点となることから、自主防災組織の防災訓練等で、災害対応能力を向上させる。
(業務継続計画 (BCP) の見直し)

- 策定済みの一宮市業務継続計画（BCP）について、継続すべき通常業務の選定と業務を継続するための対策を検討し、継続的に見直しを行う。
- 策定済みの「一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画（ICT-BCP）」について、システムの現状に合わせ、継続的に見直しを行う。
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。
(安否参集確認システムの利用促進)
- 職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。
(応急体制及び復旧体制の強化)
- 大規模災害発生時には災害活動において人員等の不足が想定される。迅速に行政機能を回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- (地域防災無線による通信)
- 病院・学校・電気・ガス等の民間の生活関連機関との直接の通信を確保のため、地域防災無線による通信を確保する。
(情報通信機能の確保)
- 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限が行われるが、この状況下において上下水道機能を維持・早期復旧するため、通信可能な手段を確保する。
(災害時に強い通信手段の研究開発)
- 災害時でも信頼性が高い新たな通信手段の研究と開発を企業とタイアップして行う。
(非常用発電設備用燃料の備蓄)
- 本庁舎は、災害対策本部が設置されるなど、災害復旧の拠点となることから、停電等が起きないように非常用発電設備用燃料の備蓄を行う。
(情報通信に必要な電力の確保)
- 情報通信の提供に必要な電力等の供給停止を発生させないように、道路の無電柱化を推進する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- (あんしん・防災ねっと・SNS等の周知・利用)
- インターネットにより災害時にも比較的つながりやすい電子メールを利用したあんしん・防災ねっと、一宮市河川等情報関連システム、防災情報ツイッターやYAHOO!防災速報アプリの周知と利用促進を行う。
(災害情報の伝達方法の研究)
- 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する。
(広報車等による広報)
- 広報車等による広報活動を実施し、市民へ避難勧告等の災害情報を確実に伝達する。

(公衆無線 LAN の整備)

- 災害時に避難者等が無料で利用できる Wi-Fi スポットの導入を行う。
- (河川等情報関連システムの更新)
- 水位等に関する観測・情報設備の維持更新を適切に行う。

(市第 7 次総合計画において関係する業績指標)

あんしん・防災ねっと登録件数およびツイッターフォロワー数 : 15,308 件 (2019) (目標 15,000 件達成済み)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(報道機関への確実な情報提供手段の構築)

- パソコンやスマートフォン等が集中使用により機能低下するため、災害時にも稼働する通信手段を構築する。
- (地域防災無線による通信)
- 病院・学校・電気・ガス等の民間の生活関連機関との直接の通信を確保のため、地域防災無線による通信を確保する。
- (広報車等による広報)
- 広報車等による広報活動を実施し、市民へ避難勧告等の災害情報を確実に伝達する。
- (消防無線の利用)
- 消防救急無線を活用し、災害情報の収集及び伝達を行う。
- (市町村防災支援システム利用)
- インターネットと LGWAN 両方で利用でき、避難情報の発信等を行うことができる市町村防災支援システムの利用を促進する。
- (市民への情報伝達手段の多重化)
- あんしん・防災ねっとや SNS、防災アプリの利用等を促進し、市民への情報伝達手段の多重化を行う。
- (災害情報の伝達方法の研究)
- 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

(経済活動におけるサプライチェーンの確保の実施)

- サプライチェーンのルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する。
- (経済活動におけるサプライチェーンの機能保全と強化)
- サプライチェーンのルート寸断を未然に防ぎ、ルートの機能保全と強化を行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。
 - 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
 - インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

(踏切対策事業の推進)

- 踏切対策事業を推進し、都市交通網を整備するとともに災害時の鉄道も含む代替ルートを確認する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) →20.9% (2022)

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギーサプライチェーンの確保の実施)

- エネルギーサプライチェーンのルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する。

(エネルギーサプライチェーンの機能保全と強化)

- エネルギーサプライチェーンのルート寸断を未然に防ぐため、緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などの強化促進など、幹線道路ネットワークの機能保全を図る。
 - 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
 - インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。
- (中部電力パワーグリッドとのホットライン構築等)
- 停電情報等の共有を迅速で正確に行うため、中部電力パワーグリッドとの連絡員の派遣を含むホットラインを構築する。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通ネットワークの確保の実施)

- 緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、渋滞ボトルネックの解消を含む道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化の確保を推進する。

(交通ネットワークの機能保全と強化)

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

(踏切対策事業の推進)

- 踏切対策事業を推進し、都市交通網を整備するとともに災害時の鉄道も含む代替ルートを確認する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(農産物の安定生産)

- 都市近郊における農業生産は消費地に近く安定供給を行う。そのため、担い手の育成や確保、ICT化等により農業経営の活性化を推進する。

- 豪雨や地震などに伴い、農地や農業用施設が被災した場合、著しく生産能力が低下する可能性がある。そのため、施設の耐震化、強靱化対策を進める。
(農林生産基盤等の災害対応力の強化)
- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する。
(エネルギーサプライチェーンの確保の実施)
- 食料等の安定供給を行う輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する。
(自治体間の災害時の応援協定の締結促進)
- 被災した場合に増大する業務量に対応できるよう自治体間での応援協定の締結を促進する。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- (中部電力パワーグリッドとのホットライン構築等)
- 停電情報等の共有を迅速で正確に行うため、中部電力パワーグリッドとの連絡員の派遣を含むホットラインを構築する。
(遠隔市との災害協定の締結)
- 本市が被災した場合にも被災せず支援を行うことができる遠隔市との災害協定の締結を行う。
(石油・ガス事業者との災害協定の締結)
- 災害時に使用する燃料の優先提供についての災害協定の締結を行う。
(可搬式発電機の整備)
- 停電時に避難所で使用する可搬式発電機の更新を行い、確実に使用できる状態に維持する。
(電力供給停止時の交通機能の確保)
- 信号制御の必要がなく災害時も機能するラウンドアバウトの整備検討を進める。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- (水道施設の耐震化、老朽化対策等)
- 大規模地震時に水道水を安定供給するため、浄水場や基幹管路など上水道施設の耐震化を推進する。耐震化事業には多額の投資と長期の事業期間を要するため、予防保全型の維持管理を推進するとともに老朽化が進行している上水道施設の更新事業と合わせて計画的に実施する。
(応急体制及び復旧体制の強化)
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上水道事業業務継続計画(BCP)に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。
- 大規模災害発生時に上水道機能を早期回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。また、災害活動に必要な水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する。

- 商用電源の長期喪失に備え、自家発電設備の整備を進める。また、浄水場等の運転継続に必要な燃料や水道水の消毒に必要な薬品等の備蓄及び災害時における優先的融通に関する協定締結を進める。
- 指定避難所での災害時応急給水栓の整備を進める。また、指定避難所避難者への災害用飲料水・災害用給水袋の備蓄を継続する。災害用飲料水については、保管及び避難所への迅速かつ効率的な輸送体制を継続的に確保する。
(簡易トイレ等の備蓄、推奨)
- 災害時に非常に重要な簡易トイレ等の備蓄を行うと共に備蓄の推奨を行う。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
基幹管路の耐震化率：30.2% (2019) →31.3% (2022)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 大規模地震時に汚水処理機能や雨水排除機能を確保するため、一宮市下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を推進するとともに、老朽化対策を推進するため下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた予防保全型の維持管理と計画的な改築・更新を実施する。
(応急体制及び復旧体制の強化)
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市下水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。
- 大規模災害発生時に下水道機能を早期回復するため、行政や関係団体、民間事業者との被害調査や応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。また、災害活動に必要な下水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する。
- 商用電源の長期喪失に備え、自家発電設備の整備を進める。また、処理場等の運転継続に必要な燃料や汚水処理に必要な薬品等の備蓄及び災害時における優先的融通に関する協定締結を進める。
- 主要場外施設の通信障害に備え、通信回線の二重化や通信遮断時の自動運転回路の整備を進める。
(簡易トイレ等の備蓄、推奨)
- 災害時に非常に重要な簡易トイレ等の備蓄を行うと共に備蓄の推奨を行う。
(衛生処理場の計画的な整備)
- 衛生処理場は、平時からし尿や浄化槽汚泥を処理しており、災害時には、生活環境の悪化が懸念されることもあり、処理を滞りなく行うことは不可欠である。そのため、計画的に整備を行い、施設の維持管理を行う。
(合併処理浄化槽への転換促進)
- みなし浄化槽 (単独処理浄化槽) やくみ取り便所を使用している世帯では、生活雑排水が未処理となっており、災害時には生活環境の悪化が懸念される。そのため、合併処理浄化槽への転換を促進する。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(一宮市 BCP の見直し)

- 策定済みの一宮市業務継続計画について、道路・橋梁等の状況把握等の優先すべき業務を検討し、見直しを行う。

(警察との連携)

- 緊急通行車両等の通行ルートの確保のため、放置車両等について警察との連携を行う。

(道路の閉塞対策)

- 倒木の危険のある街路樹の更新や道路の無電柱化を行うことにより、災害等の有事の際における交通インフラの早期復旧を可能にする。

(道路等の日常維持管理)

- 災害等の際にも有用な日々の道路維持対策として、道路パトロールなどを踏まえた橋りょうの維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査等や街路樹の生育状況に合わせた樹木剪定を日常的に行い、道路等を常に良好な状態に保つ。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を常時良好とする。

(広域的な交通基盤の確保と強化)

- 円滑な復旧支援・物資輸送を確実に支える高規格道路整備や高規格幹線道路と地域交通網との連携・強化を図るため新たなインターチェンジの設置等のアクセス性の向上を行い、広域的支援が可能となる交通基盤を形成する。

(広域交通網で形成する多様な代替ルートの確保)

- 災害時の多様な代替性を確保するため、名岐道路の実現に向けた取組を進めるとともに、北尾張中央道等のインターチェンジへのアクセス道路の整備、一宮西港道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。

(地域交通網で形成される輸送ルート形成や確保)

- 緊急車両・物資の輸送ルートの形成や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備や緊急輸送道路をはじめとする道路の無電柱化、定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などの強化促進を進め、幹線道路ネットワークを含む地域交通網の充実化や機能保全を図る。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(地域交通網の充実化の実施)

- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークを含む防災インフラ施設の充実化を図る。

(地域交通網の機能保全と強化)

- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良、路面下の空洞調査などを推進し、防災インフラ施設の機能不全を未然に防ぐ。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。

(避難者の円滑な避難誘導)

- 災害時における避難誘導を行うため、避難所となる小学校への避難誘導として有効な通学路のカラー塗装を行い、避難者の円滑な避難誘導を図る。
- (生活道路の安全確保)

- 身近な生活道路の交通の円滑や事故防止に資する交通安全の確保を行うため、ビッグデータ等を活用した交通安全対策や交通量等を勘案した交差点改良を行い、平常時や災害時を問わない交通安全を確保する。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を常時良好とする。
(交通遮断時の帰宅困難者の代替対策)
- 災害時における帰宅困難者の移動手段として徒歩や自転車の通行空間を確保するため、歩道及び自転車通行空間の整備や駅周辺歩道のバリアフリー整備を行う。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)
主要橋梁の耐震化率：9.3% (2019) →20.9% (2022)

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所運営体制の確保)

- 避難所開設が長期にわたる場合等にも対応できるよう避難所運営体制を確保する。
(水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)
- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。
(避難所備蓄品等の整備)
- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所備品や施設の整備を行う。
(可搬型発電機の整備)
- 避難所に不可欠な電気の確保のため、可搬型発電機の点検・整備・入替等を行う。
- 発電機用の燃料の備蓄を行う。
(避難所無線 LAN スポットの整備)
- 災害時の情報入手手段の確保のため、避難所無線 LAN スポットの整備を行う。
(避難所運営ゲーム (HUG) の実施)
- 避難所の運営力を向上させるため、町内会等での避難所運営ゲーム (HUG) の実施を促進する。
(避難所運営マニュアルの見直し)
- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを行う。
(要配慮者等への支援体制の整備)
- 要配慮者の避難生活の支援のため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。

(市第7次市第7次総合計画において関係する業績指標)
基幹管路の耐震化率：30.2% (2019) →31.3% (2022)

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災及び余震の発生による多数の死傷者の発生

(受援体制の構築)

- 一宮市緊急消防援助隊受援計画や愛知県内広域消防相互応援協定等について、継続的な見直しを行い実効性のある受援体制を構築する。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を推進する。

(初期消火対策)

- 地震災害対策として地域住民の初期消火体制に万全を期すため、市内全域に設置している街頭消火器の定期的な更新を継続する。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業及び関連して行う橋梁等の整備の促進や火災被害の拡大防止及び一時避難場所としてのオープンスペースの確保を目的とした公園緑地整備を推進する。
- 公園施設長寿命化計画に基づくグリーンインフラとしての機能向上を目的とした既存ストックの維持管理を推進する。
- 倒木の危険のある街路樹の更新や道路の無電柱化を行うことにより、災害等の有事の際における交通インフラの早期復旧を可能にする。
- 指定緊急避難場所や広域避難場所に位置付けられている地区公園について、安心・安全な一時的避難ができ、災害応急対策等の応援部隊の活動拠点、応急仮設住宅や復旧用資材仮置場等の設置の防災的な役割が発揮できる整備をする。

(広域避難場所の指定)

- 大規模火災から避難する場所を確保するため、広域避難場所の指定を行う。

(応急危険度判定活動の体制整備)

- 被災した住宅の危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

(空き家等対策の推進)

- 倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援を推進する。

(二次災害被害拡大防止に資する交通網の整備)

- 迅速な復旧活動を行うことによる二次災害被害拡大防止を図るため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークを含む防災インフラ施設の充実化を図る。

(二次災害被害拡大防止に資する交通網の機能保全と強化)

- 迅速な復旧活動を行うことによる二次災害被害拡大防止を図るため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進し、防災インフラ施設の機能不全を未然に防ぐ。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別設計画を運用し続けていく。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

木造住宅解体工事費の補助件数：170件（2019）（目標150件達成済み）

空き家率：12.1%（2016）（基準値を維持）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(要安全確認計画記載建築物の耐震化促進)

- 特に緊急輸送道路の沿道にある要安全確認計画記載建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への耐震化の指導・助言などの啓発を行う。

(空き家等対策の推進)

- 倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援を推進する。

(ブロック塀等の安全化)

- 地震に伴うブロック塀等の倒壊による人的被害や避難時の通行障害を防止するため、撤去もしくは耐震対策を推進する。

(警察との連携)

- 道路啓開や交通規制体制整備等について、警察との連携を図る。

(応急危険度判定活動の体制整備)

- 大規模地震発生直後の上下水道施設の被害調査として、主に建築物崩壊の危険性を判定するため、職員の愛知県被災建築物応急危険度判定士登録を促進する。

(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、上下水道管等の地下構造物の点検・調査とともに耐震化や老朽化対策を進める。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

木造住宅解体工事費の補助件数：170件（2019）（目標150件達成済み）

空き家率：12.1%（2016）（基準値を維持）

基幹管路の耐震化率：30.2%（2019）→31.3%（2022）

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化及び排水機能の適正な更新を推進する。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。
- 国・県が実施主体となる河川等の堤防強化、改修や排水機場の耐震化など適切なハード対策の推進を要請する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(石綿飛散防止対策)

- 建築物の倒壊等に伴う石綿の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、既存建築物に吹き付けられた石綿の除去等を推進する。

(PCB含有物の適正な保管と処分)

- 橋梁塗膜などに含まれる人体に影響を及ぼすPCBは、法令に基づき期限内に安全かつ速やかな撤去・処分（保管含む）を行う。

7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進していく。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(排水施設の防災対策・機能確保)

- 農業水利施設における排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する。
- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 一宮市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
(早期復旧体制整備の促進)
- 迅速な災害廃棄物処理のため、人員の確保、資機材の投入、災害廃棄物の仮置場の確保を行う。
(災害対応能力の向上)
- 自治体間の応援協定の締結や民間事業者との災害応援協定の構築を促進する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(受援体制の構築)

- 一宮市緊急消防援助隊受援計画や愛知県内広域消防相互応援協定等について、継続的な見直しを行い実効性のある受援体制を構築する。
(地域防災力の向上)
- 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会で住民主体の自主防災訓練等の実施を促進する。
(自主防災リーダー研修会の実施)
- 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する。
(被災宅地危険度判定士の育成)
- 大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定し、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保するため、判定士を育成し、判定における実施体制の整備などを推進する。

(市第7次総合計画において関係する業績指標)

自主防災会の結成率：98.2% (2019) →100% (2022)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(市内の文化財の被害状況の収集、把握)

- 文化財の保護または保全に努めるため、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に収集及び把握する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(り災証明書の迅速な発行)

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。
(応急仮設住宅の建設)
- 県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う。
- 仮設住宅建設、災害対応拠点に必要な用地の取得又は借地が必要である。

5.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

5.2.1 個別施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

6の個別施策分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

行政機能／警察・消防等

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、協定締結による重機の確保を行う。また、災害時の負傷者等の対応のため、市民病院のBCPや災害対策マニュアルを継続的に見直すとともにDMATの受援体制の強化、継続的な災害対応訓練を実施する。また、他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。【1-1】 【2-2】
 - 大規模火災への対応能力の向上のため、高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、広域応援訓練への参加、災害対応・緊急車両の整備、消防の相互応援体制の確立、密集地域及び不特定多数が集まる施設における警防計画の策定を行う。【1-2】 【2-2】
 - 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、自衛隊・警察・消防等との総合防災訓練の実施、広域応援訓練への参加、協定締結による重機の確保の推進を行う。また、災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者やSNSによる情報を活用し、救助・救急を行う。【2-2】
 - 救急救命士の育成及び専門的な知識の習得を継続し、救急業務の高度化を推進する。【2-4】
(消防団等の充実強化の促進等)
 - 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する。【1-1】 【1-2】 【2-2】 【7-1】
- (危険物施設等の安全対策の推進)
- 危険物の貯蔵及び取扱いをする施設等の安全対策を推進する。【1-1】

(地域防災力・企業防災力の向上)

○ 地域等の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す。【1-1】

○ 地域等の防災力の向上のため、自主防災組織の育成、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す。【2-2】

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進)

○ 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、防災ハンドブック、広報や出前講座、起震車による地震体験、学校での防災教育等による啓発を推進する。【1-1】

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

○ 火災予防・被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置奨励、消防設備用点検・消防査察による防火指導の実施、建築物等完成検査、建築物等防災査察、建築物の定期報告、街頭消火器の設置、消防団の充実強化、自主防災組織の強化等の様々な対策を講じる。【1-2】

○ 消火栓及び耐震性の防火水槽等、消防水利を確保するため、計画的な設置を推進する。【1-2】

(広域避難場所の指定)

○ 大規模火災から避難する場所を確保するため、広域避難場所の指定を行う。【1-2】【7-1】
(気象等情報の入手)

○ 避難情報の発令の判断等のため、降水量等の気象や河川の水位等の的確な情報を入手する。【1-3】

(災害対応能力の強化)

○ 多数の死傷者の発生を避けるには的確な情報の把握が重要であるため、水防団による巡視を実施する。【1-3】

○ 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、大規模水害時、公助には限界があることを想定し、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。【1-3】

(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○ 大規模地震時に水道水を安定供給するため、浄水場や基幹管路など上水道施設の耐震化を推進する。耐震化事業には多額の投資と長期の事業期間を要するため、予防保全型の維持管理を推進するとともに老朽化が進行している上水道施設の更新事業と合わせて計画的に実施する。【6-2】

○ 大規模地震時に汚水処理機能や雨水排除機能を確保するため、一宮市下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を推進するとともに、老朽化対策を推進するため下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた予防保全型の維持管理と計画的な改築・更新を実施する。【6-3】

(施設等における食料・燃料等の備蓄)

○ 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備、コージェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、避難所等における資機材・備蓄の確保を促進する。【2-1】

(帰宅困難者用備蓄)

○ 旅行者や買い物客等で徒歩での帰宅が困難である一時的な滞在者のために、食糧を備蓄する。【2-3】

(物資の備蓄と調達)

○ 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく。【2-5】【2-6】

(鉄道事業者等との連携強化)

○ 帰宅困難者の対応のため、一宮駅各社への無線機の配備を行う。また、交通事業者・関係機関との協定締結を推進する。【2-3】

(自治体間の災害時の応援協定の締結促進)

○ 被災した場合に増大する業務量に対応できるよう自治体間での応援協定の締結を促進する。【5-4】

(遠隔市との災害協定の締結)

○ 本市が被災した場合にも被災せず支援を行うことができる遠隔市との災害協定の締結を行う。【6-1】

(受援体制の構築)

- 一宮市緊急消防援助隊受援計画や愛知県内広域消防相互応援協定等について、継続的な見直しを行い実効性のある受援体制を構築する。【7-1】 【8-2】

(警察との連携)

- 道路啓開や交通規制体制整備等について、警察との連携を図る。【7-2】

(石油・ガス事業者との災害協定の締結)

- 災害時に使用する燃料の優先提供についての災害協定の締結を行う。【6-1】

(中部電力パワーグリッドとのホットライン構築等)

- 停電情報等の共有を迅速で正確に行うため、中部電力パワーグリッドとの連絡員の派遣を含むホットラインを構築する。【5-2】 【6-1】

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 体の負担が少なく、エコノミークラス症候群やほこりの吸引による呼吸器疾患の防止にも有効な簡易ベッド等の備蓄を推進する。【2-6】

(緊急初動部避難所訓練の実施)

- 避難所の開設を迅速で確実にを行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う。【2-5】 【2-6】

(防犯カメラの設置)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。地域の防犯に資するものであるため、併せて町内会等の地域団体による都市公園内への設置を促す。【3-1】

(本庁舎の自主防災組織の防災訓練)

- 本庁舎は、市役所の様々な重要な機能を有し、災害復旧の拠点となることから、自主防災組織の防災訓練等で、災害対応能力を向上させる。【3-2】

(業務継続計画 (BCP) の見直し)

- 策定済みの一宮市業務継続計画 (BCP) について、継続すべき通常業務の選定と業務を継続するための対策を検討し、継続的に見直しを行う。【3-2】

- 策定済みの一宮市業務継続計画について、道路・橋梁等の状況把握等の優先すべき業務を検討し、見直しを行う。【6-4】

- 策定済みの「一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画 (ICT-BCP)」について、システムの現状に合わせ、継続的に見直しを行う。【3-2】

- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。【3-2】 【6-2】 【6-3】

(応急体制及び復旧体制の強化)

- 大規模災害発生時に上下水道機能を早期回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。また、災害活動に必要な上下水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する。【3-2】 【6-2】 【6-3】

(地域防災無線による通信)

- 病院・学校・電気・ガス等の民間の生活関連機関との直接の通信を確保のため、地域防災無線による通信を確保する。【4-1】 【4-3】

(情報通信機能の確保)

- 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限が行われるが、この状況下において上下水道機能を維持・早期復旧するため、通信可能な手段を確保する。【4-1】

(広報車等による広報)

- 広報車等による広報活動を実施し、市民へ避難勧告等の災害情報を確実に伝達する。【4-2】 【4-3】

(消防無線の利用)

- 消防救急無線を活用し、災害情報の収集及び伝達を行う。【4-3】

(可搬式発電機の整備)

- 停電時に避難所で使用する可搬式発電機の更新を行い、確実に使用できる状態に維持する。

【6-1】

(簡易トイレ等の備蓄、推奨)

- 災害時に非常に重要な簡易トイレ等の備蓄を行うと共に備蓄の推奨を行う。【6-2】【6-3】

(避難所運営体制の確保)

- 避難所開設が長期にわたる場合等にも対応できるよう避難所運営体制を確保する。【6-6】

(避難所備蓄品等の整備)

- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所備品や施設の整備を行う。【6-6】

(初期消火対策)

- 地震災害対策として地域住民の初期消火体制に万全を期すため、市内全域に設置している街頭消火器の定期的な更新を継続する。【7-1】

(応急危険度判定活動の体制整備)

- 被災した住宅の危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。【7-1】

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【7-3】

- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。【7-3】

(り災証明書の迅速な発行)

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。【8-5】

(応急仮設住宅の建設)

- 仮設住宅建設、災害対応拠点に必要な用地の取得又は借地が必要である。【8-5】

住宅・地域保全・交通

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 民間の住宅・建築物・既存耐震不適格建築物等・社会福祉施設等の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材等の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震化及び危険物の貯蔵及び取扱いをする施設等の安全対策を推進する。また、倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援及び管理不全の空き家等の対策を推進する。【1-1】【7-1】

【7-2】

(公共施設等の耐震化・老朽化対策の推進・促進)

- 市が所有する公共施設(学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等)の耐震化等の防災・安全機能についての取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、長寿命化の促進、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。あわせて、公共施設の安全・安心の確保のため、公共施設等総合管理計画の見直しを行う。【1-1】

(市街地再開発)

- 多数の死傷者が発生することがないように、計画的に市街地再開発を行う。【1-1】

(災害時におけるルートの確保対策の実施)

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートの確保などのため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、渋滞ボトルネックの解消を含む道路網の整備などを推進する。【1-1】

(災害時におけるルートの機能保全と強化)

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進し、交通ネットワークの脆弱性を解消する。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 火災予防・被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置奨励、消防設備点検・消防査察による防火指導の実施、建築物等完成検査、建築物等防災査察、建築物の定期報告、街頭消火器の設置、消防団の充実強化、自主防災訓練の強化等の様々な対策を講じる。【1-2】
(火災に強いまちづくり等の推進)
- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業及び関連して行う橋梁等の整備の促進や火災被害の拡大防止及び一時避難場所としてのオープンスペースの確保を目的とした公園緑地整備を推進する。【1-2】 【7-1】
(避難経路等の確保)
- 迅速に避難を行うための避難路となる道路の整備や道路のバリアフリー化を行う。【1-2】
(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)
- 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫、樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。【1-3】 【7-5】 【8-3】
- 想定最大規模の洪水ハザードマップを作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、洪水による被害の軽減を図る。【1-3】
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する。【1-3】 【8-3】
- 国・県が実施主体となる河川等の堤防強化、改修や排水機場の耐震化など適切なハード対策の推進を要請する。【1-3】 【7-3】 【8-3】
- 防災・減災力の強化を図るべく日本型直接支払制度（多面的機能支払制度）等の活用を促進する。【7-5】
(避難経路等の確保)
- 浸水時に迅速に避難を行うための通学路や歩行空間を含めた避難路等の整備、道路のバリアフリー化を行う。【1-3】
- 大規模停電に対応するため、一般家庭への太陽光発電設備、電気自動車等充給電設備（V2H）等の普及推進を行う。【2-1】
(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)
- 南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、災害時にラストマイルも含め円滑に物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を整備する。また、被災の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向け、物資調達・供給体制、受援体制の構築を行う。【2-1】
(地域交通網の機能保全と強化)
- 被災地の復旧時の地域交通網の機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する。【1-1】 【2-1】 【2-2】 【2-4】 【5-1】 【5-2】 【5-3】
(災害時の拠点となり得るオープンスペースの構築)
- 災害時の避難・物流等拠点になり得る、人々が交流する公共・民間のパブリック空間や駅前広場などの有機的なオープンスペースを構築する。【2-1】
(被災地の復旧及び救助等の活動ルートの確保対策の実施)
- 被災地の復旧及び救助等の活動ルートの確保のため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備などを推進する。【2-1】 【2-2】 【2-4】 【5-1】 【5-2】 【5-3】 【6-4】 【6-5】 【7-1】
(徒歩帰宅支援ルートマップの作成)
- 公共交通機関が麻痺した場合に徒歩での帰宅を促すため、徒歩帰宅支援ルートマップの更新を行う。【2-3】
(帰宅困難者用備蓄)
- 旅行者や買い物客等で徒歩での帰宅が困難である一時的な滞在者のために、食糧を備蓄する。【2-3】

(一時滞在受入場所の確保)

- 旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設や敷地提供についての協定の締結を推進する。【2-3】

(公共下水道未普及区域の解消と下水道施設の耐震化等)

- 公共下水道計画区域のうち未普及区域については下水道の整備を進める。既整備区域においては地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため下水道の主要な管渠の耐震化を促進するとともに、一宮市下水道事業業務継続計画（BCP）を充実させる。【2-5】

(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)

- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。また、下水道管渠の耐震化により下水排除機能を確保する。更に、各種訓練の実施により災害対応力を強化する。【2-1】【2-6】【6-6】

(生活空間の確保)

- 被災後も自宅で継続居住できるよう、耐震化の啓発を行い、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【2-6】

(被災住宅の応急修理)

- 県が災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施するにあたり、応急修理に係る受付、業者の斡旋、請求書のとりまとめ、情報提供等を行う。【2-6】

(情報通信に必要な電力の確保)

- 情報通信の提供に必要な電力等の供給停止を発生させないように、道路の無電柱化を推進する。【4-1】

(踏切対策事業の推進)

- 踏切対策事業を推進し、都市交通網を整備するとともに災害時の鉄道も含む代替ルートを確保する。【5-1】【5-3】

(農林生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する。【5-4】【7-5】【8-3】

(電力供給停止時の交通機能の確保)

- 信号制御の必要がなく災害時も機能するラウンドアバウトの整備検討を進める。【6-1】

(応急体制及び復旧体制の強化)

- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。【6-2】【6-3】

- 指定避難所での災害時応急給水栓の整備を進める。また、指定避難所避難者への災害用飲料水・災害用給水袋の備蓄を継続する。災害用飲料水については、保管及び避難所への迅速かつ効率的な輸送体制を継続的に確保する。【6-2】

- 大規模災害発生時に上下水道機能を早期回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。また、災害活動に必要な上下水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する。【6-2】【6-3】

- 大規模災害による電気・通信設備等の停電・通信障害からの早期復旧のための電気・通信業者の復旧活動拠点や資材置場等として遊休農地を有効活用する日本型直接支払制度（多面的機能支払制度）等の活用を促進する。【7-5】

(警察との連携)

- 緊急通行車両等の通行ルートの確保のため、放置車両等について警察との連携を行う。【6-4】

(道路の閉塞対策)

- 倒木の危険のある街路樹の更新や道路の無電柱化を行うことにより、災害等の有事の際における交通インフラの早期復旧を可能にする。【6-4】【7-1】

(道路等の日常維持管理)

- 災害等の際にも有用な日々の道路維持対策として、道路パトロールなどを踏まえた橋りょうの維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査等や街路樹の生育状況に合わせた樹木剪定を日常的に行い、道路等を常に良好な状態に保つ。【6-4】
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を常時良好とする。【6-4】【6-5】

(広域的な交通基盤の確保と強化)

- 円滑な復旧支援・物資輸送を確実に支える高規格道路整備や高規格幹線道路と地域交通網との連携・強化を図るため新たなインターチェンジの設置等のアクセス性の向上を行い、広域的支援が可能となる交通基盤を形成する。【6-4】

(広域交通網で形成する多様な代替ルートの確保)

- 災害時の多様な代替性を確保するため、名岐道路の実現に向けた取組を進めるとともに、北尾張中央道等のインターチェンジへのアクセス道路の整備、一宮西港道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。【6-4】

(避難者の円滑な避難誘導)

- 災害時における避難誘導を行うため、避難所となる小学校への避難誘導として有効な通学路のカラー塗装を行い、避難者の円滑な避難誘導を図る。【6-5】

(要安全確認計画記載建築物の耐震化促進)

- 特に緊急輸送道路の沿道にある要安全確認計画記載建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への耐震化の指導・助言などの啓発を行う。【7-2】

(応急危険度判定活動の体制整備)

- 大規模地震発生直後の上下水道施設の被害調査として、主に建築物崩壊の危険性を判定するため、職員の愛知県被災建築物応急危険度判定士登録を促進する。【7-2】

(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、上下水道管等の地下構造物の点検・調査とともに耐震化や老朽化対策を進める。【7-2】

(石綿飛散防止対策)

- 建築物の倒壊等に伴う石綿の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、既存建築物に吹き付けられた石綿の除去等を推進する。【7-4】

(PCB含有物の適正な保管と処分)

- 橋梁塗膜などに含まれる人体に影響を及ぼす PCB は、法令に基づき期限内に安全かつ速やかな撤去・処分(保管含む)を行う。【7-4】

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。【7-5】

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進していく。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。【7-5】

(排水施設の防災対策・機能確保)

- 農業水利施設における排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する。【7-5】

- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する。【7-5】

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。
【8-3】
(応急仮設住宅の建設)
- 県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う。【8-5】

保健医療・福祉

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 民間の住宅・建築物・既存耐震不適格建築物等・社会福祉施設等の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策及び危険物の貯蔵及び取扱いをする施設等の安全対策を推進する。また、倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援及び管理不全の空き家等の対策を推進する。【1-1】
(災害対応能力の向上)
- 災害時の負傷者等の対応のため、市民病院の BCP や災害対策マニュアルを継続的に見直すとともに DMAT の受援体制の強化、継続的な災害対応訓練を実施する。また、他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。【1-1】
- 災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者や SNS による情報を活用し、救助・救急を行う。【2-2】
- 公的医療機関が不足することが想定されるため、災害時の保健活動を確保し、医療救護所の設置による医療の集約を行う。【2-4】
- 災害に起因する負傷又は疾病に対処するため、医療救護班による巡回診療を行う。【2-5】
【2-6】

(逃げ遅れ対策の実施)

- 災害時の逃げ遅れによる死傷者が発生する事態の対策として、公共施設（学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等）における避難訓練の実施を促進する。これに加え、要配慮者については、特に災害時に逃げ遅れることがあるため、高齢者施設等のスプリンクラー設備等の整備や避難行動要支援者名簿の作成と配布を行い、安否確認や避難誘導等が円滑に行えるようにする。【1-2】

(要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画の策定促進)

- 洪水時の逃げ遅れがないよう要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画が未策定の施設について、作成を促す。【1-3】

(施設等における食料・燃料等の備蓄)

- 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、避難所等における資機材・備蓄の確保を促進する。【2-1】

(高齢者施設等のエネルギー供給停止対策の推進・促進)

- 長期間の停電・断水時に高齢者施設等の機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備の整備についての取組を強化する。【2-4】

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 要配慮者の避難生活の支援のため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。【6-6】

(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)

- 災害拠点病院へ医療に必要な衛生的な水を供給できるよう、配水管の耐震化を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する。また、下水道管渠の耐震化により道路陥没を防止し、緊急輸送道路の機能を確保する。【2-4】

(物資の備蓄と調達)

- 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく。【2-6】

産業・エネルギー・環境

- (施設等における食料・燃料等の備蓄)
 - 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、避難所等における資機材・備蓄の確保を促進する。【2-1】
- (ガス管の耐震対策等の推進)
 - ガス管の耐震化を推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。【2-1】
- (合併処理浄化槽への転換促進)
 - 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所の破損で汚物等が流出するおそれがある。そのため、公共下水道計画区域外においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進をする。【2-5】
- (非常用発電設備用燃料の備蓄)
 - 本庁舎は、災害対策本部が設置されるなど、災害復旧の拠点となることから、停電等が起きないように非常用発電設備用燃料の備蓄を行う。【4-1】
- (農産物の安定生産)
 - 都市近郊における農業生産は消費地に近く安定供給を行う。そのため、担い手の育成や確保、ICT化等により農業経営の活性化を推進する。【5-4】
 - 豪雨や地震などに伴い、農地や農業用施設が被災した場合、著しく生産能力が低下する可能性がある。そのため、施設の耐震化、強靱化対策を進める。【5-4】
- (応急体制及び復旧体制の強化)
 - 商用電源の長期喪失に備え、自家発電設備の整備を進める。また、浄水場・処理場等の運転継続に必要な燃料や水道水の消毒や汚水処理に必要な薬品等の備蓄及び災害時における優先的融通に関する協定締結を進める。【6-2】 【6-3】
- (可搬型発電機の整備)
 - 避難所に不可欠な電気の確保のため、可搬型発電機の点検・整備・入替等を行う。【6-6】
 - 発電機用の燃料の備蓄を行う。【6-6】
- (災害廃棄物処理計画の推進)
 - 一宮市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。【8-1】
- (早期復旧体制整備の促進)
 - 迅速な災害廃棄物処理のため、人員の確保、資機材の投入、災害廃棄物の仮置場の確保を行う。【8-1】

情報通信

- (情報通信技術の有効な利用)
 - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の多言語での住民への伝達、ICTを活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する。【1-1】 【1-2】 【1-3】
 - ツイッター等のSNSを活用し、的確な情報収集を行う。【1-3】
 - 市による避難情報の発令や市民の避難判断を適切に行うため、降水量や水位の情報を適切に提供する情報システムを整備する。【1-3】
- (災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、自衛隊・警察・消防等との総合防災訓練の実施、広域応援訓練への参加、協定締結による重機の確保の推進を行う。また、災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者や SNS による情報を活用し、救助・救急を行う。【2-2】
(帰宅困難者の情報提供)
- あんしん・防災ねっとやツイッターを活用し、徒歩帰宅困難者に対する情報を提供する。【2-3】
- 帰宅困難者等の安否の確認のための災害用伝言板サービス等の周知を出前講座等を通じ推進する。【2-3】
(安否参集確認システムの利用促進)
- 職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。【3-2】
(あんしん・防災ねっと・SNS 等の周知・利用)
- インターネットにより災害時にも比較的つながりやすい電子メールを利用したあんしん・防災ねっと、一宮市河川等情報関連システム、防災情報ツイッターや YAHOO!防災速報アプリの周知と利用促進を行う。【4-2】
(公衆無線 LAN の整備)
- 災害時に避難者等が無料で利用できる Wi-Fi スポットの導入を行う。【4-2】
(避難所無線 LAN スポットの整備)
- 災害時の情報入手手段の確保のため、避難所無線 LAN スポットの整備を行う。【6-6】
(河川等情報関連システムの更新)
- 水位等に関する観測・情報設備の維持更新を適切に行う。【4-2】
(市町村防災支援システム利用)
- インターネットと LGWAN 両方で利用でき、避難情報の発信等を行うことができる市町村防災支援システムの利用を促進する。【4-3】
(応急体制及び復旧体制の強化)
- 主要場外施設の通信障害に備え、通信回線の二重化や通信遮断時の自動運転回路の整備を進める。【6-3】

防災教育・文化

- (公共施設等の耐震化・老朽化対策の推進・促進)
- 市が所有する公共施設（学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等）の耐震化等の防災・安全機能についての取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、長寿命化の促進、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。あわせて、公共施設の安全・安心の確保のため、公共施設等総合管理計画の見直しを行う。【1-1】
(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進)
- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、防災ハンドブック、広報や出前講座、起震車による地震体験、学校での防災教育等による啓発を推進する。【1-1】
(防災訓練や防災教育等の推進等)
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【1-3】
(逃げ遅れ対策の実施)
- 公共施設における逃げ遅れの発生等を防ぐため、避難訓練の実施を促進する。【1-1】 【1-2】

(市内の文化財の被害状況の収集、把握)

- 文化財の保護または保全に努めるため、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に収集及び把握する。【8-4】

※各施策内容の末尾の【 】内の数字は、リスクシナリオの番号を示したものの。

5.2.2 施策分野（横断的分野）ごとの強靱化施策の推進方針

5の横断的施策分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

リスクコミュニケーション

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 民間の住宅・建築物・既存耐震不適格建築物等・社会福祉施設等の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。また、倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援及び管理不全の空き家等の対策を推進する。【1-1】

(地域防災力・企業防災力の向上)

- 地域等の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す。【1-1】【2-2】

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、防災ハンドブック、広報や出前講座、起震車による地震体験、学校での防災教育等による啓発を推進する。【1-1】

(災害対応能力の向上)

- 災害時の負傷者等の対応のため、市民病院のBCPや災害対策マニュアルを継続的に見直すとともにDMATの受援体制の強化、継続的な災害対応訓練を実施する。また、他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。【1-1】

(逃げ遅れ対策の実施)

- 公共施設における逃げ遅れの発生等を防ぐため、避難訓練の実施を促進する。【1-1】

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 建築物等完成検査、建築物等防災査察、建築物の定期報告、自主防災訓練の強化等の様々な対策を講じる。【1-2】

(地域防災力・企業防災力の向上)

- 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会・事業所の自主防災訓練等による初期消火の重要性を周知し、徹底する。【1-2】

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者の発生を避けるには的確な情報の把握が重要であるため、水防団による巡視を実施する。【1-3】

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、自衛隊・警察との合同訓練を行う。また、災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者やSNSによる救助要請を含む情報を活用し、救助・救急を行う。【2-2】

(家庭内備蓄の促進)

- 大規模災害時には水道施設の被害により広範囲での断水が想定されるが、被災後は状況把握等に追われ、応急給水体制が整うのにおよそ3日間要すると考えられるため、各家庭での飲料水備蓄を促進する。【2-1】

- 大規模災害時の食糧・飲料水の不足に対応できるようローリングストック等家庭内備蓄の啓発を行う。【2-1】

(緊急初動部避難所訓練の実施)

- 避難所の開設を迅速で確実にを行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う。
【2-5】

人材育成

- (消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進及び教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する。【2-2】
- (緊急初動部避難所訓練の実施)
- 避難所の開設を迅速で確実にを行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う。
【2-6】
- (研修会の実施)
- 避難所の運営力を向上させるため、町内会等での避難所運営ゲーム (HUG) の実施を促進する。
【2-6】 【6-6】
- 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する。【2-6】
- (業務継続計画 (BCP) の見直し)
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。
【3-2】 【6-2】 【6-3】
- (避難所運営マニュアルの見直し)
- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを行う。【6-6】
- (地域防災力の向上)
- 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会で住民主体の自主防災訓練等の実施を促進する。
【8-2】
- (自主防災リーダー研修会の実施)
- 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する。【8-2】
- (被災宅地危険度判定士の育成)
- 大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定し、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保するため、判定士を育成し、判定における実施体制の整備などを推進する。【8-2】

官民連携

- (災害時におけるルートの機能保全と強化)
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する。【1-1】
- (豪雨等による浸水被害の軽減に資する協力体制の強化)
- 地域と連携した用排水路付帯施設の操作協力体制を強化する。【1-3】
- (物資調達・供給体制、受援体制の構築等)
- 南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、災害時にラストマイルも含め円滑に物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を整備する。また、被災の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向け、物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する。【2-1】
- (迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)
- 緊急輸送道路及び重要物流道路 (代替・補完路を含む。) について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧

を推進する。また、建設協同組合等や橋梁点検業者との災害応援協定の構築を推進する。【2-1】

(一時滞在受入場所の確保)

- 旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設や敷地提供についての協定の締結を推進する。【2-3】

(防犯カメラの設置)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。地域の防犯に資するものであるため、併せて町内会等の地域団体による都市公園内への設置を促す。【3-1】

(報道機関への確実な情報提供手段の構築)

- パソコンやスマートフォン等が集中使用により機能低下するため、災害時にも稼働する通信手段を構築する。【3-2】 【4-3】

(応急体制及び復旧体制の強化)

- 大規模災害による電気・通信設備等の停電・通信障害からの早期復旧のための電気・通信業者の復旧活動拠点や資材置場等として遊休農地を有効活用する日本型直接支払制度(多面的機能支払制度)等の活用を促進する。【2-1】 【7-5】

- 大規模災害発生時に上下水道機能を早期回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する。【3-2】 【6-2】 【6-3】

- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画(BCP)に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める。【3-2】 【6-2】 【6-3】

- 指定避難所での災害時応急給水栓の整備を進める。また、指定避難所避難者への災害用飲料水・災害用給水袋の備蓄を継続する。災害用飲料水については、保管及び避難所への迅速かつ効率的な輸送体制を継続的に確保する。【6-2】

(広域的な交通基盤の確保と強化)

- 円滑な復旧支援・物資輸送を確実に支える高規格道路整備や高規格幹線道路と地域交通網との連携・強化を図るため新たなインターチェンジの設置等のアクセス性の向上を行い、広域的支援が可能となる交通基盤を形成する。【6-4】

(広域交通網で形成する多様な代替ルートの確保)

- 災害時の多様な代替性を確保するため、名岐道路の実現に向けた取組を進めるとともに、北尾張中央道等のインターチェンジへのアクセス道路の整備、一宮西港道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。【6-4】

(災害対応能力の向上)

- 自治体間の応援協定の締結や民間事業者との災害応援協定の構築を促進する。【8-1】

老朽化対策

(公共施設等の耐震化・老朽化対策の推進・促進)

- 市が所有する公共施設(学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等)の耐震化等の防災・安全機能についての取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、長寿命化の促進、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。あわせて、公共施設の安全・安心の確保のため、公共施設等総合管理計画の見直しを行う。【1-1】

(災害時における地域交通網の機能保全と強化)

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく。【1-2】 【2-1】 【2-2】 【2-4】 【5-1】 【5-2】 【5-3】 【6-4】 【6-5】 【7-1】

(火災に強いまちづくり等の推進)

○ 公園施設長寿命化計画に基づくグリーンインフラとしての機能向上を目的とした既存ストックの維持管理を推進する。【1-2】 【2-3】 【7-1】

○ 倒木の危険のある街路樹の更新を推進する。【1-2】

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○ 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫、樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。

【1-3】 【8-3】

(合併処理浄化槽への転換促進)

○ 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所の破損で汚物等が流出するおそれがある。そのため、公共下水道計画区域外においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進をする。【2-5】

(農林生産基盤等の災害対応力の強化)

○ 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する。【5-4】

(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○ 大規模地震時に水道水を安定供給するため、浄水場や基幹管路など上水道施設の耐震化を推進する。耐震化事業には多額の投資と長期の事業期間を要するため、予防保全型の維持管理を推進するとともに老朽化が進行している上水道施設の更新事業と合わせて計画的に実施する。

【6-2】 【7-2】

○ 大規模地震時に汚水処理機能や雨水排除機能を確保するため、一宮市下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を推進するとともに、老朽化対策を推進するため下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた予防保全型の維持管理と計画的な改築・更新を実施する。【6-3】 【7-2】

(衛生処理場の計画的な整備)

○ 衛生処理場は、平時からし尿や浄化槽汚泥を処理しており、災害時には、生活環境の悪化が懸念されることもあり、処理を滞りなく行うことは不可欠である。そのため、計画的に整備を行い、施設の維持管理を行う。【6-3】

(合併処理浄化槽への転換促進)

○ みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している世帯では、生活雑排水が未処理となっており、災害時には生活環境の悪化が懸念される。そのため、合併処理浄化槽への転換を促進する。【6-3】

(地域交通網で形成される輸送ルート形成や確保)

○ 緊急車両・物資の輸送ルートの形成や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備や緊急輸送道路をはじめとする道路の無電柱化、定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などの強化促進を進め、幹線道路ネットワークを含む地域交通網の充実化や機能保全を図る。【6-4】

(排水機場等の防災対策の推進)

○ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【7-3】

○ 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。【7-3】

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○ 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫、樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。

【8-3】

研究開発

- (災害時における地域交通網の機能保全と強化)
 - 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する。【1-1】
- (災害時における情報収集方法の研究)
 - リアルタイムの映像を収集できる5Gを活用したシステムの研究と開発を企業とタイアップして推進する。【2-2】
- (災害時に強い通信手段の研究開発)
 - 災害時でも信頼性が高い新たな通信手段の研究と開発を企業とタイアップして行う必要がある。【4-1】
- (災害情報の伝達方法の研究)
 - 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する。【4-2】 【4-3】

※各施策内容の末尾の【 】内の数字は、リスクシナリオの番号を示したもの。

なお、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進に位置づけられる個別具体的施策の一覧は、別紙「一宮市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の詳細」に記載し、毎年度更新を行い、着実な取組を推進する。

第6章 計画推進の方策

6.1 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組にあたっては、市長を会長とする「一宮市地域強靱化計画推進会議」を中心とした全庁横断的な組織により推進していく。また、市だけではなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携・協力し強靱化を推進することが重要であるため、平時から関係構築を行い効果的な施策の実施に努める。

6.2 計画の進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握にあたっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携するとともに近年の自然災害や国・県の計画の見直し状況を確認し、実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果、重要業績指標等を踏まえ、それぞれの所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係団体、民間事業者、市民等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

6.3 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する動向や本市における施策の進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。なお、市地域計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであるため、国土強靱化に関係する他の計画については、計画の見直しに合わせて検討を行い、市地域計画と他の計画双方の整合を図るものとする。

(別紙) 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 民間の住宅・建築物・既存耐震不適格建築物等・社会福祉施設等の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材等の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震化及び危険物の貯蔵及び取扱いをする施設等の安全対策を推進する必要がある。また、倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援及び管理不全の空き家等の対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化・老朽化対策の推進・促進)

- 市が所有する公共施設(学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等)の耐震化等の防災・安全機能についての取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、長寿命化の促進、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。あわせて、公共施設の安全・安心の確保のため、公共施設等総合管理計画の見直しを行う必要がある。

(市街地再開発)

- 多数の死傷者が発生することがないように、計画的に市街地再開発を行う必要がある。

(災害時におけるルートの確保対策の実施)

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートを確保するため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備などを推進する必要がある。

(災害時におけるルートの機能保全と強化)

- 災害現場や医療機関への輸送・物資の供給ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、防災ハンドブック、広報や出前講座、起震車による地震体験、学校での防災教育等による啓発を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、協定締結による重機の確保を行う必要がある。また、災害時の負傷者等の対応のため、市民病院のBCPや災害対策マニュアルを継続的に見直すとともにDMATの受援体制の強化、継続的な災害対応訓練を実施する必要がある。また、他の医療機関等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

- 各車両を適正に維持管理していくため、使用年数等に応じた計画的な更新もしくは新規車両の購入を実施していく必要がある。

(地域防災力・企業防災力の向上)

- 地域等の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する必要がある。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 地域防災力の維持・向上に必要な不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する必要がある。

(逃げ遅れ対策の実施)

- 公共施設における逃げ遅れの発生等を防ぐため、避難訓練の実施を促進する必要がある。

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の多言語での住民への伝達、ICT を活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- (火災に強いまちづくり等の推進)
 - 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業及び関連して行う橋梁等の整備の促進や火災被害の拡大防止及び一時避難場所としてのオープンスペースの確保を目的とした公園緑地整備を推進する必要がある。
 - 公園施設長寿命化計画に基づくグリーンインフラとしての機能向上を目的とした既存ストックの維持管理を推進する必要がある。
 - 倒木の危険のある街路樹の更新を推進する必要がある。
(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)
 - 火災予防・被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置奨励、消防用設備点検・消防査察による防火指導の実施、建築物等完成検査、建築物等防災査察、建築物の定期報告、街頭消火器の設置、消防団の充実強化、自主防災組織の強化等の様々な対策を講じる必要がある。
 - 消火栓及び耐震性の防火水槽等、消防水利を確保するため、計画的な設置を推進する必要がある。
(災害対応能力の向上)
 - 高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、広域応援訓練への参加、災害対応・緊急車両の整備、消防の相互応援体制の確立、警防計画の策定を行う必要がある。
(情報通信技術の有効な利用)
 - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の住民への伝達、ICT を活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
(消防団等の充実強化の促進等)
 - 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する必要がある。
(地域防災力・企業防災力の向上)
 - 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会・事業所の自主防災訓練等による初期消火の重要性を周知し、徹底する必要がある。
(逃げ遅れ対策の実施)
 - 災害時の逃げ遅れによる死傷者が発生する事態の対策として、公共施設(学校施設、社会福祉施設、児童福祉施設、体育館、文化施設等)における避難訓練の実施を促進する必要がある。これに加え、要配慮者については、特に災害時に逃げ遅れることがあるため、高齢者施設等のスプリンクラー設備等の整備や避難行動要支援者名簿の作成と配布を行い、安否確認や避難誘導等が円滑に行えるようにする必要がある。
(避難経路等の確保)
 - 迅速に避難を行うための避難路となる道路の整備や道路のバリアフリー化を行う必要がある。
(広域避難場所の指定)
 - 大規模火災から避難する場所を確保するため、広域避難場所の指定を行う必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- (ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)
 - 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫、樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。
 - 想定最大規模の洪水ハザードマップを作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、洪水による被害の軽減を図る必要がある。

- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。
- 国・県が実施主体となる河川等の堤防強化、改修や排水機場の耐震化など適切なハード対策の推進を要請する必要がある。
- 地域と連携した用排水路付帯施設の操作協力体制の強化を推進する必要がある。
(避難経路等の確保)
- 浸水時に迅速に避難を行うための通学路や歩行空間を含めた避難路等の整備、道路のバリアフリー化を行う必要がある。
(要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画の策定促進)
- 洪水時の逃げ遅れがないよう要配慮者利用施設の洪水時避難確保計画が未策定の施設について、計画策定を促す必要がある。
(防災訓練や防災教育等の推進等)
- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
(気象等情報の入手)
- 避難情報の発令の判断等のため、降水量等の気象や河川の水位等の的確な情報を入手する必要がある。
(情報通信技術の有効な利用)
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、あんしん・防災ねっとによる避難等情報の住民への伝達、ICT を活用した情報共有、事業者と協定を締結しドローンによる情報収集を行う等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- 避難情報に警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。
- 市による避難情報の発令や市民の避難判断を適切に行うため、降水量や水位の情報を適切に提供する情報システムを整備する必要がある。
(災害対応力の強化)
- 多数の死傷者の発生を避けるには的確な情報の把握が重要であるため、水防団による巡視を実施する必要がある。
- 自治体間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模水害時、公助には限界があることを想定し、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。
(逃げ遅れ対策の実施)
- 災害時の逃げ遅れによる死傷者が発生する事態の対策として、要配慮者については、特に災害時に逃げ遅れることがあるため、避難行動要支援者名簿の作成と配布を行い、安否確認や避難誘導等が円滑に行えるようにする必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- (被災地の復旧ルートの確保対策の実施)
- 被災地の復旧ルートの確保のため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備などを推進する。必要がある。
(被災地の地域交通網の機能保全と強化)
- 被災地の復旧ルート機能の保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を推進する必要がある。また、建設協同組合等や橋梁点検業者との災害応援協定の構築を推進する必要がある。
(災害時の拠点となり得るオープンスペースの構築)
- 災害時の避難・物流等拠点になり得る、人々が交流する公共・民間のパブリック空間や駅前広場などの有機的なオープンスペースを構築する必要がある。
(水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)
- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する必要がある。また、各種訓練の実施により災害対応力を強化する必要がある。
(施設等における食料・燃料等の備蓄)
- 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備、コージェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。また、避難所等における資機材・備蓄の確保を促進する必要がある。
(家庭内備蓄の促進)
- 大規模災害時には水道施設の被害により広範囲での断水が想定されるが、被災後は状況把握等に追われ、応急給水体制が整うのにおよそ3日間要すると考えられるため、各家庭での飲料水備蓄を促進する必要がある。
- 大規模災害時の食糧・飲料水の不足に対応できるようローリングストック等家庭内備蓄の啓発を行う必要がある。
(ガス管の耐震対策等の推進)
- ガス管の耐震化を推進する必要がある。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。
(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)
- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有するための連絡員の市への派遣、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。
- 大規模災害による電気・通信設備等の停電・通信障害からの早期復旧を実現するための電気・通信業者の復旧活動拠点や資材置場等を確保するなど、遊休農地の有効活用を図るべく日本型直接支払制度(多面的機能支払制度)等の活用を促進する必要がある。
(公共施設等のエネルギー供給停止対策の推進・促進)
- 長期間の停電・断水時に高齢者施設等の機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備の整備についての取組を強化する必要がある。
(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)
- 南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合、災害時にラストマイルも含め円滑に物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を整備する必要がある。また、被災の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向け、物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する必要がある。
- 被害規模の状況を早期に把握し、必要な資源を適切に配分するために、自治体間や関係団体との連携を強化して、人的・物資支援体制の整備を促進する必要がある。
- 大規模停電に対応するため、一般家庭への太陽光発電設備、電気自動車等充電設備(V2H)等の普及推進を行う必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (救助等の活動ルートの確保対策の実施)
- 自衛隊、警察、消防等の救助・救急・復旧活動ルートの確保のため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備などを推進する必要がある。
(救助等の活動ルートである地域交通網の機能保全と強化)

- 自衛隊、警察、消防等の救助・救急・復旧活動ルートの機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
(災害対応能力の向上)
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・広域消防応援隊の受援体制の構築、高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化、自衛隊・警察との合同訓練の実施、広域応援訓練への参加、協定締結による重機の確保の推進を行う必要がある。また、災害時要援護者支援制度及び避難行動要支援者名簿による要支援者や SNS による情報を活用し、救助・救急を行う必要がある。
- 各車両を適正に維持管理していくため、使用年数等に応じた計画的な更新もしくは新規車両の購入を実施していく必要がある。
(災害時における情報収集方法の研究)
- リアルタイムの映像を収集できる 5G を活用したシステムの研究と開発を企業とタイアップして推進する必要がある。
(地域防災力・企業防災力の向上)
- 地域等の防災力の向上のため、自主防災組織の育成、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する必要がある。また、住民や企業等の自主防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進及び教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- (徒歩帰宅支援ルートマップの作成)
- 公共交通機関が麻痺した場合に徒歩での帰宅を促すため、徒歩帰宅支援ルートマップの更新を行う必要がある。
(帰宅困難者用備蓄)
- 旅行者や買い物客等で徒歩での帰宅が困難である一時的な滞在者のために、食糧を備蓄する必要がある。
(鉄道事業者等との連携強化)
- 帰宅困難者の対応のため、一宮駅各社への無線機の配備を行う必要がある。また、交通事業者・関係機関との協定締結を推進する必要がある。
(一時滞在受入場所の確保)
- 旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設や敷地提供についての協定の締結を推進する必要がある。
- 緊急避難場所に指定されている街区公園等の身近な都市公園等において、避難者が安心・安全な一時避難が担保されるように、公園施設長寿命化計画に基づき優先度・健全度を考慮して公園施設の修繕・更新を行う必要がある。
(帰宅困難者の情報提供)
- あんしん・防災ねっとやツイッターを活用し、徒歩帰宅困難者に対する情報を提供する必要がある。
- 帰宅困難者等の安否の確認のための災害用伝言板サービス等の周知を出前講座等を通じ推進する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- (救助等の活動ルートの確保対策の実施)
- 医療関係者等の救助・救急・復旧活動ルートの確保のため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備などを推進する必要がある。
(救助等の活動ルートである地域交通網の機能保全と強化)

- 医療関係者等の救助・救急・復旧活動ルート機能保全と強化のため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
(災害対応能力の向上)
- 救急救命士の育成及び専門的な知識の習得を継続し、救急業務の高度化を推進する必要がある。
- 公的医療機関が不足することが想定されるため、災害時の保健活動を確保し、医療救護所の設置による医療の集約を行う必要がある。
(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)
- 災害拠点病院へ医療に必要な衛生的な水を供給できるよう、配水管の耐震化を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する必要がある。また、下水道管渠の耐震化により道路陥没を防止し、緊急輸送道路の機能を確保する必要がある。
(要配慮者対策)
- 避難所での長期避難生活が困難となる高齢者や障害者など要配慮者の避難場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。
(高齢者施設等のエネルギー供給停止対策の推進・促進)
- 長期間の停電・断水時に高齢者施設等の機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備の整備についての取組を強化する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (医療救護班による診療)
- 災害に起因する負傷又は疾病に対処するため、医療救護班による巡回診療を行う必要がある。
(物資の備蓄と調達)
- 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
(緊急初動部避難所訓練の実施)
- 避難所の開設を迅速で確実に行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う必要がある。
(公共下水道未普及区域の解消と下水道施設の耐震化等)
- 公共下水道計画区域のうち未普及区域については下水道の整備を進める必要がある。既整備区域においては地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため下水道の主要な管渠の耐震化を促進するとともに、一宮市下水道事業業務継続計画（BCP）を充実させる必要がある。
(合併処理浄化槽への転換促進)
- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所の破損で汚物等が流出するおそれがある。そのため、公共下水道計画区域外においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進をする必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- (医療救護班による診療)
- 災害に起因する負傷又は疾病に対処するため、医療救護班による巡回診療を行う必要がある。
(物資の備蓄と調達)
- 避難所等の衛生管理に必要な簡易トイレ等の備蓄を継続し、不足する場合に事業者等との協定により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
(避難所となる施設の衛生環境の確保)
- 体の負担が少なく、エコノミークラス症候群やほこりの吸引による呼吸器疾患の防止にも有効な簡易ベッド等の備蓄を推進する必要がある。

(上下水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等)

- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する必要がある。また、下水道管渠の耐震化により下水排除機能を確保する必要がある。更に、各種訓練の実施により災害対応力を強化する必要がある。

(生活空間の確保)

- 被災後も自宅で継続居住できるよう、耐震化の啓発を行い、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

(被災住宅の応急修理)

- 県が災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を実施するにあたり、応急修理に係る受付、業者の斡旋、請求書のとりまとめ、情報提供等を行う必要がある。

(緊急初動部避難所訓練の実施)

- 避難所の開設を迅速で確実に行うため、仮設トイレの組立等を含む避難所設営訓練を行う必要がある。

(研修会の実施)

- 避難所の運営力を向上させるため、町内会等での避難所運営ゲーム (HUG) の実施を促進する必要がある。
- 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する必要がある。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(防犯カメラの設置)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラを設置する必要がある。地域の防犯に資するものであるため、併せて町内会等の地域団体による都市公園内への設置を促す必要がある。

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(報道機関への確実な情報提供手段の構築)

- パソコンやスマートフォン等が集中使用により機能低下するため、災害時にも稼働する通信手段を構築する必要がある。

(本庁舎の自主防災組織の防災訓練)

- 本庁舎は、市役所の様々な重要な機能を有し、災害復旧の拠点となることから、自主防災組織の防災訓練等で、災害対応能力を向上させる必要がある。

(業務継続計画 (BCP) の見直し)

- 策定済みの一宮市業務継続計画 (BCP) について、継続すべき通常業務の選定と業務を継続するための対策を検討し、継続的に見直しを行う必要がある。

- 策定済みの「一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画 (ICT-BCP)」について、システムの現状に合わせ、継続的に見直しを行う必要がある。

- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上下水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める必要がある。

(安否参集確認システムの利用促進)

- 職員の状況を正確かつ迅速に把握する必要があるため、安否参集確認システムの利用を促進する必要がある。

(応急体制及び復旧体制の強化)

- 大規模災害発生時には災害活動において人員等の不足が想定される。迅速に行政機能を回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- (地域防災無線による通信)
 - 病院・学校・電気・ガス等の民間の生活関連機関との直接の通信を確保のため、地域防災無線による通信を確保する必要がある。
- (情報通信機能の確保)
 - 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限が行われるが、この状況下において上下水道機能を維持・早期復旧するため、通信可能な手段を確保する必要がある。
- (災害時に強い通信手段の研究開発)
 - 災害時でも信頼性が高い新たな通信手段の研究と開発を企業とタイアップして行う必要がある。
- (非常用発電設備用燃料の備蓄)
 - 本庁舎は、災害対策本部が設置されるなど、災害復旧の拠点となることから、停電等が起きないように非常用発電設備用燃料の備蓄を行う必要がある。
- (情報通信に必要な電力の確保)
 - 情報通信の提供に必要となる電力等の供給停止を発生させないよう、道路の無電柱化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- (あんしん・防災ねっと・SNS等の周知・利用)
 - インターネットにより災害時にも比較的つながりやすい電子メールを利用したあんしん・防災ねっと、一宮市河川等情報関連システム、防災情報ツイッターやYAHOO!防災速報アプリの周知と利用促進を行う必要がある。
- (災害情報の伝達方法の研究)
 - 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する必要がある。
- (広報車等による広報)
 - 広報車等による広報活動を実施し、市民へ避難勧告等の災害情報を確実に伝達する必要がある。
- (公衆無線LANの整備)
 - 災害時に避難者等が無料で利用できるWi-Fiスポットの導入を行う必要がある。
- (河川等情報関連システムの更新)
 - 水位等に関する観測・情報設備の維持更新を適切に行う必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- (報道機関への確実な情報提供手段の構築)
 - パソコンやスマートフォン等が集中使用により機能低下するため、災害時にも稼働する通信手段を構築する必要がある。
- (災害情報の伝達方法の研究)
 - 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する必要がある。
- (地域防災無線による通信)

- 病院・学校・電気・ガス等の民間の生活関連機関との直接の通信を確保のため、地域防災無線による通信を確保する必要がある。
(広報車等による広報)
- 広報車等による広報活動を実施し、市民へ避難勧告等の災害情報を確実に伝達する必要がある。
(消防無線の利用)
- 消防救急無線を活用し、災害情報の収集及び伝達を行う必要がある。
(市町村防災支援システム利用)
- インターネットとLGWAN両方で利用でき、避難情報の発信等を行うことができる市町村防災支援システムの利用を促進する必要がある。
(市民への情報伝達手段の多重化)
- あんしん・防災ねっとやSNS、防災アプリの利用等を促進し、市民への情報伝達手段の多重化を行う必要がある。
(災害情報の伝達方法の研究)
- 災害状況の把握、広報活動を含めた現場活動をドローンや自動運転等の遠隔操作で行う研究を推進する。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

- (経済活動におけるサプライチェーンの確保の実施)
- サプライチェーンのルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。
- (経済活動におけるサプライチェーンの機能保全と強化)
- サプライチェーンのルート寸断を未然に防ぎ、ルートの機能保全と強化を行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
(踏切対策事業の推進)
- 踏切対策事業を推進し、都市交通網を整備するとともに災害時の鉄道も含む代替ルートを確保する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- (エネルギーサプライチェーンの確保の実施)
- エネルギーサプライチェーンのルート確保を行うため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。
- (エネルギーサプライチェーンの機能保全と強化)
- エネルギーサプライチェーンのルート寸断を未然に防ぐため、緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などを推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
(中部電力パワーグリッドパワーグリッドとのホットライン構築等)

- 停電情報等の共有を迅速で正確に行うため、中部電力パワーグリッドとの連絡員の派遣を含むホットラインを構築する必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通ネットワークの確保の実施)

- 緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。

(交通ネットワークの機能保全と強化)

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

(踏切対策事業の推進)

- 踏切対策事業を推進し、都市交通網を整備するとともに災害時の鉄道も含む代替ルートを確保する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(農産物の安定生産)

- 都市近郊における農業生産は消費地に近く安定供給を行う必要がある。そのため、担い手の育成や確保、ICT化等により農業経営の活性化を推進する必要がある。
- 豪雨や地震などに伴い、農地や農業用施設が被災した場合、著しく生産能力が低下する可能性がある。そのため、施設の耐震化、強靱化対策を進める必要がある。

(農林生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する必要がある。

(エネルギーサプライチェーンの確保の実施)

- 食料等の安定供給を行う輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークの強化する必要がある。

(自治体間の災害時の応援協定の締結促進)

- 被災した場合に増大する業務量に対応できるよう自治体間での応援協定の締結を促進する必要がある。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(中部電力パワーグリッドとのホットライン構築等)

- 停電情報等の共有を迅速で正確に行うため、中部電力パワーグリッドとの連絡員の派遣を含むホットラインを構築する必要がある。

(遠隔市との災害協定の締結)

- 本市が被災した場合にも被災せず支援を行うことができる遠隔市との災害協定の締結を行う必要がある。
- (石油・ガス事業者との災害協定の締結)
- 災害時に使用する燃料の優先提供についての災害協定の締結を行う必要がある。
- (可搬式発電機の整備)
- 停電時に避難所で使用する可搬式発電機の更新を行い、確実に使用できる状態に維持する必要がある。
- (電力供給停止時の交通機能の確保)
- 信号制御の必要がなく災害時も機能するラウンドアバウトの整備検討を進める必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 大規模地震時に水道水を安定供給するため、浄水場や基幹管路など上水道施設の耐震化を推進する必要がある。耐震化事業には多額の投資と長期の事業期間を要するため、予防保全型の維持管理を推進するとともに老朽化が進行している上水道施設の更新事業と合わせて計画的に実施する必要がある。
- (応急体制及び復旧体制の強化)
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる上水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市上水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める必要がある。
 - 大規模災害発生時には災害活動において人員等の不足が想定される。迅速に上水道機能を回復するため、行政や関係団体、民間事業者との応急給水や被害調査、応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する必要がある。また、災害活動に必要な水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する必要がある。
 - 商用電源の長期喪失に備え、自家発電設備の整備を進める必要がある。また、運転継続に必要な燃料や水道水の消毒に必要な薬品等の備蓄及び災害時における優先的融通に関する協定締結を進める必要がある。
 - 指定避難所での災害時応急給水栓の整備を進める必要がある。また、指定避難所避難者への災害用飲料水・災害用給水袋の備蓄を継続する必要がある。災害用飲料水については、保管及び避難所への迅速かつ効率的な輸送体制を継続的に確保する必要がある。
- (簡易トイレ等の備蓄、推奨)
- 災害時に非常に重要な簡易トイレ等の備蓄を行うと共に備蓄の推奨を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 大規模地震時に汚水処理機能や雨水排除機能を確保するため、一宮市下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を推進するとともに、老朽化対策を推進するため下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づいた予防保全型の維持管理と計画的な改築・更新を実施する必要がある。
- (応急体制及び復旧体制の強化)
- 市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道機能を維持・早期復旧するために、一宮市下水道事業業務継続計画 (BCP) に基づく災害時行動を各種訓練の継続的な実施によって習熟度を高めるとともに行動内容を検証し、より実効性の高い業務継続計画へ見直しを進める必要がある。
 - 大規模災害発生時には災害活動において人員等の不足が想定される。迅速に下水道機能を回復するため、行政や関係団体、民間事業者との被害調査や応急復旧等の災害活動応援に関する協定締結を進めるなど受援体制を整備・充実する必要がある。また、災害活動に必要な下水道台帳等の情報については、電子データのほか紙媒体での保管を継続するとともにバックアップ体制を強化する必要がある。
 - 商用電源の長期喪失に備え、自家発電設備の整備を進める必要がある。また、運転継続に必要な燃料や汚水処理に必要な薬品等の備蓄及び災害時における優先的融通に関する協定締結を進める必要がある。
 - 主要場外施設の通信障害に備え、通信回線の二重化や通信遮断時の自動運転回路を整備する必要がある。

(簡易トイレ等の備蓄、推奨)

- 災害時に非常に重要な簡易トイレ等の備蓄を行うと共に備蓄の推奨を行う必要がある。

(衛生処理場の計画的な整備)

- 衛生処理場は、平時からし尿や浄化槽汚泥を処理しており、災害時には、生活環境の悪化が懸念されることもあり、処理を滞りなく行うことは不可欠である。そのため、計画的に整備を行い、施設の維持管理を行う必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- みなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便所を使用している世帯では、生活雑排水が未処理となっており、災害時には生活環境の悪化が懸念される。そのため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(一宮市BCPの見直し)

- 策定済みの一宮市業務継続計画について、道路・橋梁等の状況把握等の優先すべき業務を検討し、見直しを行う必要がある。

(警察との連携)

- 緊急通行車両等の通行ルートの確保のため、放置車両等について警察との連携を行う必要がある。

(道路の閉塞対策)

- 倒木の危険のある街路樹の更新や道路の無電柱化を行うことにより、災害等の有事の際における交通インフラの早期復旧を可能にする必要がある。

(道路等の日常維持管理)

- 災害等の際にも有用な日々の道路維持対策として、道路パトロールなどを踏まえた橋りょうの維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査等や街路樹の生育状況に合わせた樹木剪定を日常的に行い、道路等を常に良好な状態に保つ必要がある。

- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を常時良好とする必要がある。

(広域的な交通基盤の確保と強化)

- 円滑な復旧支援・物資輸送を確実に支える高規格道路整備や高規格幹線道路と地域交通網との連携・強化を図るため新たなインターチェンジの設置等のアクセス性の向上を行い、広域的支援が可能となる交通基盤を形成する必要がある。

(広域交通網で形成する多様な代替ルートの確保)

- 災害時の多様な代替性を確保するため、名岐道路の実現に向けた取組を進めるとともに、北尾張中央道等のインターチェンジへのアクセス道路の整備、一宮西港道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。

(地域交通網で形成される輸送ルート形成や確保)

- 緊急車両・物資の輸送ルートの形成や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路(代替・補完路を含む。)となる道路の整備、交通円滑化(ボトルネック解消)に資する道路網の整備や緊急輸送道路をはじめとする道路の無電柱化、定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良などの強化促進を進め、幹線道路ネットワークを含む地域交通網の充実化や機能保全を図る必要がある。

- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(地域交通網の充実化の実施)

- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークを含む防災インフラ施設の充実化を図る必要がある。
- （地域交通網の機能保全と強化）
- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良、路面下の空洞調査など推進し、防災インフラ施設の機能不全を未然に防ぐ必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト削減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。
- （避難者の円滑な避難誘導）
- 災害時における避難誘導を行うため、避難所となる小学校への避難誘導として有効な通学路のカラー塗装を行い、避難者の円滑な避難誘導を図る必要がある。
- （生活道路の安全確保）
- 身近な生活道路の交通の円滑や事故防止に資する交通安全の確保を行うため、ビッグデータ等を活用した交通安全対策や交通量等を勘案した交差点改良を行い、平常時や災害時を問わない交通安全を確保する必要がある。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を常時良好とする必要がある。
- （交通遮断時の帰宅困難者の代替対策）
- 災害時における帰宅困難者の移動手段として徒歩や自転車の通行空間を確保するため、歩道及び自転車通行空間の整備や駅周辺歩道のバリアフリー整備を行う必要がある。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

- （避難所運営体制の確保）
- 避難所開設が長期にわたる場合等にも対応できるよう避難所運営体制を確保する必要がある。
- （水道施設の耐震化と応急給水体制の確立等）
- 指定避難所へ飲料水を供給できるよう、配水管の耐震化及び災害時応急給水栓の整備を進めるとともに、受援を含めた応急給水体制を整備・充実する必要がある。
- （避難所備蓄品等の整備）
- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所備品や施設の整備を行う必要がある。
- （可搬型発電機）
- 避難所に不可欠な電気の確保のため、可搬型発電機の点検・整備・入替等を行う必要がある。
- 発電機用の燃料の備蓄を行う必要がある。
- （避難所無線 LAN スポットの整備）
- 災害時の情報入手手段の確保のため、避難所無線 LAN スポットの整備を行う必要がある。
- （避難所運営ゲーム（HUG）の実施）
- 避難所の運営力を向上させるため、町内会等での避難所運営ゲーム（HUG）の実施を促進する必要がある。
- （避難所運営マニュアルの見直し）
- 各地での災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを行う必要がある。
- （要配慮者等への支援体制の整備）
- 要配慮者の避難生活の図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災及び余震の発生による多数の死傷者の発生

- (受援体制の構築)
- 一宮市緊急消防援助隊受援計画や愛知県内広域消防相互応援協定等について、継続的な見直しを行い実効性のある受援体制を構築する必要がある。
- (消防団等の充実強化の促進等)
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の防災拠点である消防団の庁舎や車両等の充実強化を促進する必要がある。
- (初期消火対策)
- 地震災害対策として地域住民の初期消火体制に万全を期すため、市内全域に設置している街頭消火器の定期的な更新を継続する必要がある。
- (火災に強いまちづくり等の推進)
- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業及び関連して行う橋梁等の整備の促進や火災被害の拡大防止及び一時避難場所としてのオープンスペースの確保を目的とした公園緑地整備を推進する必要がある。
 - 公園施設長寿命化計画に基づくグリーンインフラとしての機能向上を目的とした既存ストックの維持管理を推進する必要がある。
 - 倒木の危険のある街路樹の更新や道路の無電柱化を行うことにより、災害等の有事の際における交通インフラの早期復旧を可能にする必要がある。
 - 指定緊急避難場所や広域避難場所に位置付けられている地区公園について、安心・安全な一時的避難ができ、災害応急対策等の応援部隊の活動拠点、応急仮設住宅や復旧用資材仮置場等の設置の防災的な役割が發揮できる整備をする必要がある。
- (広域避難場所の指定)
- 大規模火災から避難する場所を確保するため、広域避難場所の指定を行う必要がある。
- (応急危険度判定活動の体制整備)
- 被災した住宅の危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する必要がある。
- (空き家等対策の推進)
- 倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援を推進する必要がある。
- (二次災害被害拡大防止に資する交通網の整備)
- 迅速な復旧活動を行うことによる二次災害被害拡大防止を図るため、緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）となる道路の整備、道路の無電柱化、交通円滑化（ボトルネック解消）に資する道路網の整備など、幹線道路ネットワークを含む防災インフラ施設の充実化を図る必要がある。
- (二次災害被害拡大防止に資する交通網の機能保全と強化)
- 迅速な復旧活動を行うことによる二次災害被害拡大防止を図るため、緊急輸送道路をはじめとする道路の橋梁や横断歩道橋等の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良を推進し、防災インフラ施設の機能不全を未然に防ぐ必要がある。
 - 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
 - インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- (要安全確認計画記載建築物の耐震化促進)
- 特に緊急輸送道路の沿道にある要安全確認計画記載建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への直接的な耐震化の指導・助言などの啓発を行う必要がある。
- (空き家等対策の推進)

- 倒壊の恐れのある空き家等の除却を促進するため、空き家所有者への啓発を行うとともに、除却の支援を推進する必要がある。
(ブロック塀等の安全化)
- 地震に伴うブロック塀等の倒壊による人的被害や避難時の通行障害を防止するため、撤去もしくは耐震対策を推進する必要がある。
(警察との連携)
- 道路啓開や交通規制体制整備等について、警察との連携を図る必要がある。
(応急危険度判定活動の体制整備)
- 大規模地震発生直後の上下水道施設の被害調査として、主に建築物崩壊の危険性判定を行う体制を整備する必要がある。
(上下水道施設の耐震化、老朽化対策等)
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、上下水道管等の地下構造物の点検・調査とともに耐震化や老朽化対策を進める必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- (排水機場等の防災対策の推進)
- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化及び排水機能の適正な更新を推進する必要がある。
 - 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。
 - 国・県が実施主体となる河川等の堤防強化、改修や排水機場の耐震化など適切なハード対策の推進を要請する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

- (石綿飛散防止対策)
- 石綿の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、既存建築物に吹き付けられた石綿の除去等を推進する必要がある。
- (PCB含有物の適正な保管と処分)
- 橋梁塗膜などに含まれる人体に影響を及ぼすPCBは、法令に基づき期限内に安全かつ速やかな撤去・処分(保管含む)を行う必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃

- (農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)
- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。
 - 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進していく必要がある。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- (排水施設の防災対策・機能確保)
- 農業水利施設における排水施設は、農業排水のほか地域排水も担っており、老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業用排水路について適切に排水機能を確保するため計画的な施設の改良・改修を実施する必要がある。

- 農業生産基盤となる農業水利施設の安定的な機能を発揮するため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施する必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- (災害廃棄物処理計画の推進)
 - 一宮市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う実行性を高めるために、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。
- (早期復旧体制整備の促進)
 - 迅速な災害廃棄物処理のため、人員の確保、資機材の投入、災害廃棄物の仮置場の確保を行う必要がある。
- (災害対応能力の向上)
 - 自治体間の応援協定の締結や民間事業者との災害応援協定の構築を促進する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- (受援体制の構築)
 - 一宮市緊急消防援助隊受援計画や愛知県内広域消防相互応援協定等について、継続的な見直しを行い実効性のある受援体制を構築する必要がある。
- (地域防災力の向上)
 - 地域等の防災力の向上のため、連区・町内会で住民主体の自主防災訓練等の実施を促進する必要がある。
- (自主防災リーダー研修会の実施)
 - 地域防災力の向上のため、自主防災リーダー研修会を実施する必要がある。
- (被災宅地危険度判定士の育成)
 - 大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定し、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保するため、判定士を育成し、判定における実施体制の整備などを推進する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- (ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)
 - 堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の適切な維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水施設の耐震化及び老朽化対策などの機能強化を進めるとともに、管渠や貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- (市内の文化財の被害状況の収集、把握)
 - 文化財の保護または保全に努める必要があるため、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に収集及び把握する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(り災証明書の迅速な発行)

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める必要がある。

(応急仮設住宅の建設)

- 県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う必要がある。
- 仮設住宅建設、災害対応拠点に必要な用地の取得又は借地が必要である。

一宮市地域強靱化計画

2020年 月

一宮市

総合政策部危機管理課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-8951

FAX 0586-73-9212

メール kikikanri@city.ichinomiya.lg.jp